

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年10月

仙台市人事委員会



R4 人委審第 1065 号

令和 4 年 10 月 6 日

仙台市議会議長 赤間 次彦 様

仙 台 市 長 郡 和子 様

仙台市人事委員会

委員長 芳賀 洋一

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

	頁
別紙第1 職員の給与等に関する報告	1
1 はじめに	1
2 職員の給与	2
3 民間給与の調査	4
4 職員給与と民間給与の比較	7
5 国家公務員給与との比較	10
6 物価及び生計費	10
7 人事院の報告及び勧告	11
8 給与の改定等	15
9 人事管理、その他勤務条件	18
別紙第2 職員の給与に関する勧告	32

別紙第 1

職員の給与等に関する報告

1 はじめに

職員の給与は、人事委員会の給与勧告を基にして、市長の条例提案、議会の審議を経て決定されるものである。

給与勧告の制度は、職員が労働基本権の制約を受け、民間と異なり労使交渉による給与決定ができないことの代償措置であり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有している。

給与勧告に際しては、本委員会は、地方公務員法に定める均衡の原則を踏まえ、職員の給与水準を民間事業従事者の給与水準に均衡させること（民間準拠）を基本としてきた。民間準拠による給与決定方式は、市民及び職員の理解の下に長年実施されてきており、有為な人材の確保や労使関係の安定など能率的な行政運営の基盤として機能してきたところである。

本委員会は、昨年10月、地方公務員法の規定に基づき職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その後引き続き、職員給与及び民間給与の実態その他職員の給与決定の基礎となる諸条件並びに人事管理、給与制度その他勤務条件について調査研究を行い、それに基づき職員の給与等について検討を重ねてきた。その結果は、おおむね次のとおりである。

2 職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在において在職する本市の職員のうち、「職員の給与に関する条例」に定める各給料表の適用を受ける職員について「職員給与実態調査」を実施した。

本年の調査対象となったのは、再任用職員を除くと11,256人であり、このうち、民間給与との比較の対象となる行政職給料表の適用を受ける職員数は5,395人である。

これらの職員の本年4月における平均給与月額等は、第1表に示すとおりである。

第1表 職員の平均給与月額等

その1 給料表適用職員

給与種目	令和4年4月	令和3年4月	令和2年4月
	円	円	円
給料	334,902	337,303	339,351
扶養手当	7,352	7,508	7,611
給料の特別調整額	7,511	7,493	7,368
地域手当	21,089	21,244	21,385
住居手当	7,674	7,478	7,390
その他	2,721	2,775	2,833
計	381,249	383,801	385,938

(注) 1 「給料」には、給料の調整額、教職調整額及び給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 「その他」は、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当である。

3 再任用職員は含まれていない（以下その3まで同じ。）。

その2 行政職給料表適用職員

給与種目	令和4年4月	令和3年4月	令和2年4月
	円	円	円
給料	321,551	324,050	325,216
扶養手当	6,928	7,134	7,164
給料の特別調整額	10,375	10,359	10,094
地域手当	20,394	20,561	20,625
住居手当	8,142	8,066	8,055
その他	180	158	151
計	367,570	370,328	371,305

(注) 1 「給料」には、給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 「その他」は、単身赴任手当及び初任給調整手当である。

その3 行政職給料表適用職員数、平均年齢及び平均経験年数

	職員数	平均年齢	平均経験年数
令和4年4月	5,395 人	41.0 歳	18.9 年
令和3年4月	5,276 人	41.5 歳	19.4 年

3 民間給与の調査

本委員会は、職員と民間事業従事者の給与の比較を行うため、人事院、宮城県人事委員会等と共同して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年の調査は、市内の民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の562事業所から層化無作為抽出法により抽出した157事業所を対象として、公務と類似すると認められる職務に従事する者等6,957人について、本年4月分として実際に支払われた給与月額等を調査し、併せて給与改定の状況等についても調査を行った。なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる医療現場の厳しい環境に鑑み、一昨年、昨年に引き続き、病院は調査対象から除外した。

ところで、職種別民間給与実態調査については、職員の給与を民間準拠とすることについて幅広く市民の理解を得るとともに、産業構造や組織形態等の変化も踏まえた妥当な内容とすることを目的として、適宜見直しを実施してきている。具体的には、平成18年に、調査対象とする企業の規模をそれまでの100人以上から50人以上に引き下げている。これは、調査自体の精確性・信頼性を確保しつつ、民間給与をできるだけ広く把握しその実態を職員の給与水準に反映させるため、重要な給与決定要素である役職段階の企業規模100人未満の民間企業における状況や、同年の職種別民間給与実態調査において試行した企業規模50人以上100人未満の民間事業所を対象とした調査における調査率及び公民給与比較の対象となる役職段階別の調査実人員の確保の状況、同様の観点から行われた国における見直しの内容等を考慮して行ったものである。このほか、比較対象従業員の範囲について、同年にスタッフ職等へ拡大し、平成26年に比較対象従業員へ中間職（職責が部長と課長の間位置付けられる従業員等）を追加する見直しを、調査対象産業について、平成25年

に「農業、林業」、「宿泊業、飲食サービス業」等を加えた全ての産業へ拡大する見直しを行っている。

本年の職種別民間給与実態調査の主な結果は、次のとおりである。

(1) 給与改定の状況

第2表に示すとおり、係員で見ると、ベースアップを実施した事業所の割合は33.4%（昨年26.7%）、ベースアップを中止した事業所の割合は14.5%（同19.8%）となっており、81.7%（同86.2%）の事業所において定期昇給を実施している。

第2表 民間における給与改定の状況

その1 民間における本年の給与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係員	33.4	14.5	0.0	52.1
課長級	18.9	17.0	1.0	63.1

(注) 調査時点においてベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

その2 民間における本年の定期昇給の実施状況 (単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化 なし			
係員	82.8	81.7	19.5	3.4	58.8	1.1	17.2
課長級	64.6	63.5	12.1	5.2	46.2	1.1	35.4

(注) ベース改定と定期昇給を分離することができない事業所及び調査時点において定期昇給の実施が未定の事業所を除いて集計した。

(2) 初任給改定の状況

第3表に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で34.3%、高校卒で12.5%となっている。そのうち大学卒で42.2%、高校卒で66.7%の事業所で初任給が増額となり、大学卒で57.8%、高校卒で33.3%の事業所で据置きとなっている。

第3表 民間における初任給改定の状況

(単位：%)

学歴	項目	採用あり	初任給改定の状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
			大学卒	34.3	[42.2]	
高校卒	12.5	[66.7]	[33.3]	[0.0]	87.5	

(注) []内は、採用がある事業所を100とした割合である。

4 職員給与と民間給与の比較

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づいて、毎月きまって支給する給与（月例給）と、一定の時期に賞与等として支給する給与（特別給）の2つに大別し、それぞれ比較を行った。その結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

給与は、一般的に、職種をはじめ、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっている。したがって、職員給与と民間給与を比較するに当たっては、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、上記の給与決定要素を合わせて、同種・同等比較を行うことが適当である。このため、本委員会では、月例給の職員給与と民間給与との比較においては、職員にあつては、一般的な行政の事務事業に携わる行政職給料表適用職員と、民間にあつては、これに相当すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴及び年齢を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額を対比させ、本市職員数を基礎としたラスパイレス方式による比較（本市の個々の職員に上記4つの給与決定要素が同一である民間事業従事者の給与額を支給したと仮定して算出される本市職員全体の給与支給総額と、現に本市職員に支給している給与支給総額との比較）を行っている。

本年4月分の比較の結果は第4表に示すとおりであり、公民較差を算出したところ、民間給与が職員給与を1人当たり811円（0.22%）上回っていた。

第4表 月例給の公民較差

民間	職員	較差
372,497 円	371,686 円	811 円 (0.22%)

(注) 1 本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない（比較対象職員の平均年齢41.5歳）。

2 民間にあつてはきまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いた額、職員にあつてはこれに相当する給与（給料、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、住居手当等）の額で比較している。

また、月例給のうち、初任給及び家族手当の状況は、以下のとおりである。

ア 初任給

市内の民間事業所における新卒事務員・技術者の初任給の状況は、第5表に示すとおりである。

第5表 民間における学歴別初任給

学歴	初任給月額
大学卒	204,874 円
短大卒	182,345 円
高校卒	168,519 円

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外手当等の所定外給与のほか、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、初任給の定めのある事業所について平均したものである。

備考：職員の初任給は、地域手当を含めて、大学卒198,432円、短大卒175,112円、高校卒160,166円である。

イ 家族手当（扶養手当）

市内の民間事業所における家族手当の支給状況は、第6表に示すとおりである。

第6表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,029 円
配偶者と子1人	19,459 円
配偶者と子2人	25,598 円

(注) 金額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について平均したものである。

備考：職員の扶養手当の支給月額は、配偶者及び父母等については6,500円、子については10,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間に市内の民間事業所において支払われた賞与等の特別給（ボーナス）を精確に把握し、平均所定内給与月額に対する支給割合を算定したところ、第7表に示すとおり4.38月分に相当しており、職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給月数（4.30月分）を上回っていることが明らかになった。

第7表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期（A1）	373,568 円
	上半期（A2）	371,296 円
特別給の支給額	下半期（B1）	801,220 円
	上半期（B2）	832,896 円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.14 月分
	上半期（B2/A2）	2.24 月分
	計	4.38 月分

(注) 「下半期」とは令和3年8月から令和4年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

5 国家公務員給与との比較

総務省の令和3年地方公務員給与実態調査によると、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本市職員について、令和3年4月の給料月額を、学歴及び経験年数を考慮してラスパイレス方式により比較した場合の本市職員の指数（国家公務員を100とする。）は102.5となっている。

これに対し、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本市職員（いずれも、本年度の新規学卒の採用者等を除く。）について、本年4月における諸手当を含めた平均給与月額を比較すると、国家公務員は405,049円（平均年齢42.7歳）、本市職員は371,686円（平均年齢41.5歳）となっている。

6 物価及び生計費

総務省統計局の調査によると、本年4月の仙台市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して2.7%増加している。

また、同局の家計調査によると、本年4月の仙台市における勤労者世帯（世帯人員3.15人、世帯主年齢46.5歳）の消費支出は、329,304円となっている。

7 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月8日に、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の国家公務員の給与について報告し、必要な給与改定について勧告を行った。併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。それぞれの概要は、次のとおりである。

人事院の報告及び勧告の概要

I 給与に関する報告及び勧告

1 給与勧告制度の基本的考え方

- ・勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

2 民間給与との比較に基づく給与改定等

(1) 民間給与との比較

<月例給> 民間給与との較差 921円 (0.23%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳]

<ボーナス> 民間の支給割合 4.41月 [公務の平均支給月数 4.30月]

(2) 給与改定の内容と考え方

<月例給>

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

(平均改定率:全体 0.3% [1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし])

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

<ボーナス>

- ・民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分
- ・民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和4年度	期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)
	勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行0.95月)
5年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	1.00月	1.00月

<実施時期>

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

(3) その他の取組

ア 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

イ テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請



【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

II 公務員人事管理に関する報告

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員のWell-being実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開

業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

8 給与の改定等

月例給については、民間事業従事者の給与が職員の給与を811円(0.22%)上回っており、民間給与との較差解消を基本とした改定を行う必要があると判断した。

その方策としては、公民較差の大きさ等を考慮し、基本的な給与である給料月額の上上げ改定を行うこととする。

また、期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、年間の支給月数を0.10月分引き上げる必要があると判断した。

具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 改定すべき事項

ア 月例給

公民の給与比較を行っている行政職給料表について、職員の初任給が民間の初任給を下回っていること等を勘案して、初任給を中心に若年層の給料月額を引き上げる改定を行う。具体的には、初任給については民間との額の差等を踏まえて3,000円から4,000円引き上げ、それ以降については公民較差の程度を踏まえて引上げ額を逡減させることとする。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本として所要の改定を行うものとする。

給料表の改定については、本年4月時点での比較に基づいて、公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとする。

イ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、本年度から支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とする。

支給月数の引上げ分は、勤務実績の的確な給与への反映を推進するため、国に準じて勤勉手当に配分し、本年度については12月期の勤勉手当を引き上げ、令和5年度以降については6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう支給月数を定める。

再任用職員の勤勉手当についても、支給月数の引上げを行うこととする。

なお、会計年度任用職員については、勤勉手当が措置されていない状況を勘案し、任命権者において適切に対応していく必要がある。

(2) その他（定年引上げに係る対応等）

地方公務員法の改正等により、令和5年度から地方公共団体においても国と同様に定年の段階的引上げ、60歳を超えた職員の給料月額7割措置、管理監督職勤務上限年齢制の導入等が予定されている。本委員会は、法改正及び本市における条例改正の趣旨、国における取扱い等を適切に踏まえ、本委員会規則の改正等の必要な対応を遺漏なく行っていく。

また、国においては、国家公務員の給与水準が60歳の前後で連続的なものとなるよう、給与制度について定年の段階的引上げが完成するまで（令和13年3月31日まで）に所要の措置を順次講ずることとされており、本年8月、人事院において今後の取組の進め方等が示された

ところである。本市においても、今後の給与制度の在り方について、国における検討状況、他の地方公共団体の対応等を注視しつつ、本市の実情を十分に踏まえて慎重に検討していく必要がある。

9 人事管理、その他勤務条件

少子高齢化の進展による社会構造の変化、近年頻発化・激甚化している災害への備え、さらには今般の新型コロナウイルス感染症への対応など、行政の抱える課題は多く、いずれも複雑化・高度化している。

様々な課題に的確に対応していくことはもちろん、そこから得られた気づきや経験を、新たな課題への対応の糧とし、公務に生かしていくことが求められており、そのためにも、有為な人材の確保・育成がますます重要となっている。

また、育児、介護など様々な事情を抱える職員、定年引上げに伴いさらなる活躍が期待される高齢層職員を含め、職員一人ひとりが能力や経験を十分に発揮できるよう、働きやすい環境づくりに一層取り組んでいくことが求められている。

(1) 働きやすい環境づくり

ア 超過勤務の縮減

昨年度の職員一人当たりの平均超過勤務時間数は、令和2年度に比べ増加しており、新型コロナウイルス感染症への対応業務及びそれに付随して生じる関連業務の増大が、引き続き本市の超過勤務時間に大きな影響を与えている。

本市では、保健所における体制強化及び職員の負担軽減を図るため、昨年度に引き続き、全庁的な応援体制を継続している。対応が長期化する中、各部署における通常業務と応援業務との両立に係る負担が大きくなってきており、保健所においては、業務の効率化や重点化、定型的業務の外部委託等、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務量の縮小に懸命に取り組んでいるとこ

ろである。

本委員会が本年7月から8月にかけて実施した、超過勤務時間数の多い部署等を対象としたヒアリングでは、新型コロナウイルス感染症への対応に関連する新規業務の発生、既存業務における実施時期等の見直しや感染対策の検討・実施等に伴う業務量の増加など、新型コロナウイルス感染症により各部署の業務に様々な影響が生じていること、一方で、事務分担の見直し等による業務量の平準化、会計年度任用職員の任用など、業務量が拡大する状況にあっても超過勤務の縮減に鋭意取り組んでいることなどが確認できた。

また、本市では、昨年6月策定の「仙台市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、行政のデジタル化の視点から、AIやRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）、業務改善プラットフォーム、Web会議システムなどを積極的に活用するとともに、事務処理手順の見直しや標準化を進め、業務の効率化に取り組んでいるところである。

任命権者においては、引き続き、徹底した事務事業の見直しや業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、デジタル技術の活用をはじめとする業務の効率化を図り、超過勤務の縮減に向けた取組を一層推進していく必要がある。

また、今後、新型コロナウイルス感染症への対応に係る事後検証が行われる際には、コロナ禍において得られた経験や教訓を生かし、より機動的かつ効率的な組織体制の整備に向けた検討が進められていくことに期待する。

イ 教職員の多忙化解消

教職員の多忙化解消は、教職員が自らのワーク・ライフ・バランスを確保しながら資質・能力の向上を図るとともに、児童・生徒に向き合う時間を十分に確保し、授業の準備等に集中できる環境を整えるなど、本市の教育の質の維持・向上にも資するものである。

また、全国的に公立学校教員採用選考試験における受験者数が減少しており、本市においても同様の傾向がみられる中、教職員の多忙化解消を図ることは、教職の魅力を高め、有為な人材の確保につながることも期待される。

しかしながら、学校の役割の多様化等により授業以外の業務量が増加する中で、新型コロナウイルス感染症への対応も重なり、本市における教職員の正規の勤務時間以外の在校等時間はなお高い水準にとどまっている。

このような中、本市教育委員会においては、本年5月に「仙台市立学校・園教職員の働き方改革取組指針（令和4年度～令和6年度）」を策定し、学校における働きやすい職場環境づくりや業務負担の軽減を図るために、教職員が担うべき業務の明確化や、日常的な事務処理の見直しなどに取り組んでいる。

また、これまで消毒作業に限られていたスクール・サポート・スタッフの業務について、本年度から学習プリントの準備やデータ入力等の業務にも拡大したほか、一部の学校において保護者からの児童・生徒の欠席連絡等にソフトウェアを使用するなど、ICTを活用した業務の効率化にも取り組んでいる。

本委員会が実施した前述のヒアリングでは、新型コロナウイルス

ス感染症により学校行事等の規模縮小や中止・延期などへの対応が必要となる状況の中、コロナ禍で得た気づきや経験を基に、地域や保護者の理解を得ながら学校行事や業務の見直し等に取り組んでいること、正規の勤務時間内に授業の準備や事務処理を行うことができるよう教職員の配置等の工夫を行っていることなどが確認できた。一方で、スクール・サポート・スタッフの業務拡大について好事例の横展開を期待する声があったほか、働き方改革を進める立場である管理職員においても時間外在校等時間が長時間に及んでいることなどが確認できたところである。

本市教育委員会においては、教職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを確保し、働きやすい環境を整えるため、今後も各学校と連携し、保護者と地域の理解と協力を得ながら、教職員が担うべき業務の明確化や業務負担の軽減に資する取組を進め、教職員の多忙化解消を図っていく必要がある。

また、文部科学省は、学校における働き方改革の一環として、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとしており、教職員の多忙化解消に資することを期待する。

ウ 多様で柔軟な働き方の推進

様々な事情を抱える一人ひとりの職員がやりがいを持って生き生きと働くため、多様で柔軟な働き方ができる環境づくりを進めることが重要である。

本市においては、令和2年3月に「子育て推進・女性職員活躍推進プラン」を策定し、仕事と子育ての両立と女性活躍を一体的に推進し、全ての職員が働きやすく、活躍できる職場づくりに取

り組んでいる。同計画では各種数値目標による進捗管理を行っており、昨年度における男性職員の育児休業の取得率は、対象となる職員に対して個別の取得勧奨を行うなどの取組により、令和2年度に比べて大きく上昇し、令和6年度における目標値をも上回る状況となっている。

また、本年4月から、不妊治療のための有給休暇として短期家庭支援休暇が設けられたほか、非常勤職員の育児休業等の取得要件が緩和されるなど、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための制度の充実が図られている。

一方で、国家公務員においては、令和2年度から、男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進の取組を進めており、令和2年度の対象者に対して行われたフォローアップ調査の結果において、合計1か月以上の休暇・休業を取得し、又は取得を計画している職員の割合がいずれも8割を超えるなど、取得促進の取組が進んでいる状況である。

こうした中、総務省は、本年5月、男性職員が育児休業等をより取得しやすい職場づくりに取り組むよう地方公共団体の首長に向けた大臣書簡を発出したほか、本年6月には「地方公務員両立支援パスポート」を作成し、男女問わず、安心して育児と仕事を両立し、活躍できる職場づくりを進めるよう求めている。

任命権者においては、性別や職種等にかかわらず、職員が仕事と生活の両立支援に係る制度を利用しやすい職場づくりを一層推進していくことが求められる。また、男性職員の育児休業等については、取得率のさらなる向上を図るとともに、期間にも着目して取得の促進に取り組むことが必要である。

さらに、本市では、前述の「仙台市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、育児や介護等の事情を抱える職員であっても働きやすい環境を整備すること等を目的として、在宅勤務の試行的実施等、テレワークの活用に取り組んでいる。本年度においては、テレワーク用の端末の台数を増やすとともに、庁内ネットワークに接続できる運用を開始し、さらなる環境整備を図ることとしている。

一方で、人事院においては、テレワーク等に対応した勤務時間制度等の在り方について研究会を立ち上げ、テレワークを行う職員の作業環境の整備や健康状態の把握等の在り方等についての検討を進めているところである。

テレワークは、職員の多様で柔軟な働き方の推進に資するものであり、感染症や災害の発生時に行政機能を維持するための有効な手段でもある。勤務時間の管理や業務中のコミュニケーション、労働安全衛生上の管理等、テレワーク特有の課題にも留意しつつ、実際に利用する職員の声や、国、他の地方公共団体の取組等も参考にしながら着実に進められていくことに期待する。

任命権者においては、職員一人ひとりが、それぞれのライフステージに合わせ、やりがいを持ち、その能力を存分に発揮して働くことができるよう、引き続き、多様で柔軟な働き方の推進に取り組んでいく必要がある。

エ 職員の健康管理

心身の健康の保持増進は、職員が自己の能力を十分に発揮し、意欲を持って業務に従事するために不可欠なものである。また、

公務能率の維持・向上を図る観点からも、職員の健康管理施策のさらなる推進が求められている。

本市においては、過重労働による健康障害の防止措置として、産業医が必要に応じて面接指導を行っており、本年3月、面接指導に係る手続を明確化するため、要領を策定し、労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリストの提出に電子申請システムを利用することを可能としたほか、対象者が希望し、産業医が認めた場合には、情報通信機器を用いて面接指導を受けられるようにするなど、対象者の利便性向上による面接指導の適切な実施に向けた取組を進めている。また、本年4月から産業医を1名増員し、面接指導の機会の拡充を図っている。

さらに、保健所のうち新型コロナウイルス感染症関連業務のため過重労働となる職員が多い部署については、職場を離れにくい環境であることも考慮し、看護師、保健師等が各職場に出向いて保健指導を行うなどの体制を臨時的にとっている。

本委員会が実施した前述のヒアリングでは、新型コロナウイルス感染症への対応の長期化に伴う職員の精神的・身体的負担の蓄積を懸念し、有給休暇の取得勧奨や面接指導を受けるよう声掛けをするなど職員の健康面に配慮した取組を積極的に行っていることが確認できた。

任命権者においては、職員の心身の健康の保持増進を図るため、過重労働による健康障害の防止や勤務間インターバルの確保等の取組を一層推進していく必要がある。

また、本年3月、総務省は、地方公務員のメンタルヘルス不調者が近年増加傾向にあること等を踏まえ、各地方公共団体に対し、

総合的なメンタルヘルス対策を着実に実施するよう通知している。

任命権者においては、当該通知の趣旨も踏まえ、人事担当部局、各部署、産業医・保健スタッフ等の連携の下、ハラスメントの防止や働きやすい職場づくりなどの予防の取組を含め、メンタルヘルス対策にも積極的に取り組んでいくことが求められる。

(2) 適正な人事管理の推進

ア 人材の確保

行政ニーズや地域課題が複雑化・高度化している昨今において、適切な行政サービスを維持・提供していくためには、多様な人材の確保が求められる。こうした中で、本市で現在実施している社会人経験者採用試験は、対象職種や採用者数を拡大しており、事務・土木・建築・機械・電気の5区分での実施となつてから10年目を迎えた。採用者数も500人を超えており、市役所の各部門で、ITやマーケティングに関するスキル等を生かすなど、従来の経験やノウハウを業務の効率化や職場の活性化に生かしている者も見受けられる。幅広い行政ニーズがある中で、今後もこうした人材の活用を進めていくため、社会人経験者採用試験の一層の周知を図りながら、受験者の確保に努めていく必要がある。

また、若年層人口の減少や就労意識の多様化等による民間企業や国、他の地方公共団体等との厳しい競合の下、国家公務員と同様に、本市の採用試験における受験者の確保についても難しい状況が続くと予想される。

本市においても、大学卒程度採用試験の競争倍率が低下傾向にあり、若手人材の確保の検討が急務となっている。とりわけ技術

系や専門職については、多くの区分で受験者数が低迷している。

このような状況において、有為な人材の確保を進めていくためには、広報の充実が求められている。本年度より、職員採用試験に関する説明や職種紹介を内容とした動画を配信する取組を新たに開始した。閲覧回数も伸びており、特にデジタルツールに馴染みやすい若手人材へ効果的な働きかけを行うことができている。

また、オンラインによる就職活動セミナーが一般化し、首都圏等の遠隔地に所在する大学等が主催する就職セミナーへの出展等、広報ルートを拡充することができている。一方で、本市主催のセミナーにおける参加者アンケートでは、対面形式による説明会等の開催を希望する声も挙がっており、参加者のニーズに応じ、効果的な手法の検討が求められている。

さらに、学生が就職活動を行う中で、インターンシップを活用し、進路決定の参考とする事例が多く見受けられる。インターンシップは、学生が実際に仕事のやりがいに触れるとともに、厳しさ・難しさも体験することによって自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択や高い職業意識の育成が図られることが期待されるものである。国においては、文部科学省、厚生労働省、経済産業省が連携しつつ、大学や企業等の協力を得ながら、インターンシップをはじめとするキャリア形成支援に係る取組を推進している。本市においては一部の職場で実施しているが、学生や就職支援企業等からは拡充を求める声や問合せが増加している。昨今の学生の就職活動状況を踏まえ、本委員会としてもインターンシップの効果的な在り方の調査・研究について、任命権者と協議を進めていく必要がある。

本年度より一部の採用試験において受験申込の電子化を導入した。引き続き、対象となる採用試験の範囲を拡大し、受験申込手続の利便性を向上させることで受験申込者の負担軽減を図り、受験者の増加を期待するものである。今後も有為な人材の確保のため、デジタル技術も活用しながら、試験の効果的な運用や本市で働くことの魅力のPRに努めるなど、受験者の増加に向けた各方面への周知広報の充実を図っていく。

なお、地方公務員法の改正等により、定年を令和5年度から令和13年度までに段階的に引き上げることになるため、定年退職者が2年に一度しか生じないこととなる。従来どおり退職補充による採用を基本とした場合、年度間で採用者数の変動が大きくなり、人材の安定的な確保が困難になることが懸念される。そのため、必要な人員数の見通しを精査し、定年退職者が生じない年度においても、一定規模の新規採用を確保していく必要がある。

イ 人材の育成

本市の年齢別の職員構成は、中堅職員の割合が低い状況にあり、また、管理職の退職者数が多い時期が続くことから、リーダーシップやマネジメント能力を十分に発揮し、幹部として市政を担う職員の育成が課題となっている。一方、近年の大量採用に伴い、若手職員の層が厚くなっているため、人材育成においては、職員研修所における各種研修に、職場における執務を通じた研修を組み合わせながら、今後業務の中心を担っていく世代へ知識、技術、経験等を継承していく取組を進めていく必要がある。さらに、多様な経験やノウハウをもつ社会人経験者採用も増えているため、

その能力を十分に発揮できるよう、研修の充実が求められる。

こうした課題に対しては、引き続き適切な昇任管理を進めていくとともに、将来の本市の発展に貢献できる職員を育成するために必要な研修の充実や、必要な職務経験を積めるような丁寧なキャリア形成支援など、多様な人材が活躍するための施策を推進していくことが求められる。

人事院においては、昨年3月の「人事評価の改善に向けた有識者検討会」による報告を受け、人事評価について、人材育成・マネジメント強化に活用することを目的とした制度の改善を行い、さらに、職員の能力・実績をきめ細かく的確に把握する等の見直しを行った。

本市の人事評価制度についても、引き続き職員の意欲向上を図り、さらなる成長につなげるために、人材育成の仕組みとしての活用を一層推進していく必要がある。

今後、高い意欲と能力を持った人材を採用し計画的に育成していくとともに、全ての年代の職員が、やりがいを持ち続けながら継続的にキャリアアップでき、さらには培った知識や経験を次代を担う職員に確実に継承していけるよう、人事管理上の諸施策を総合的に展開させ、組織的に取り組んでいくことが重要である。

ウ 高齢層職員の能力及び経験の活用

本年3月、総務省は、地方公務員の定年引上げに向けた留意事項について通知を発出し、60歳以上の職員の職務の検討、適切な情報提供・意思確認の実施、モチベーション維持のための取組や職場環境の整備、高齢者部分休業制度の活用など多様な事情に応じ

た対応等について示している。

任命権者においては、定年引上げの適切かつ円滑な実施に向け遺漏なく準備を進めるとともに、段階的な定年引上げ期間中も含めた中長期的な人事管理や、高齢層職員を含めた職員の能力発揮につながる役割分担を図り、組織全体の活力を維持していくことが求められる。

また、定年引上げに伴い、健康上の理由等により多様な働き方へのニーズが高まるものと考えられることから、高齢者部分休業制度の活用など他の地方公共団体の事例等も参考としながら、高齢層職員の多様な働き方に資する取組について、引き続き検討を進めていく必要がある。

(3) 市民からの信頼の確保

本市においては、本年3月、「仙台市コンプライアンス推進計画（計画期間：令和4年度～令和6年度）」を策定し、同計画及び年次計画である「仙台市コンプライアンスアクションプラン」に基づき様々な取組を推進している。

同計画の基本目標として、「職員一人ひとりへのコンプライアンス意識の浸透と強化」、「変化するコミュニケーションへの対応と組織の活性化」のほか、「職員が多様性を尊重し生き生きと働ける職場づくり」を掲げ、これまでの取組を継承しながら、職員構成の多様化やデジタル化の急速な進展などの環境の変化も踏まえ、さらなるコンプライアンスの推進を図ることとしている。

しかしながら、今般、給付費支給や認可の誤りなど、市政に対する市民からの信頼を損なう不適切な事務処理や懲戒処分に至る非違行為

が相次いで発生している状況である。任命権者においては、より実効性のある取組をもって事務の適正な執行を徹底し、内部統制制度の適切な運用を図るとともに、コンプライアンスの推進に向けた各般の取組を着実に進めていく必要がある。

— おわりに —

本年の勧告は、月例給、特別給ともに3年ぶりの引上げ改定となる。

地域の民間企業の水準に準拠して給与水準を決定することは、市民から支持される適正な給与水準を維持するとともに、日々職務に精励する職員の努力に報いるものでもあり、人材の確保や労使関係の安定などを通じ、行政の効率的・安定的運営に寄与するものである。

職員においては、民間の給与水準が徹底した業務改善と創意工夫によって確保されているものであることを改めて強く認識するとともに、市民の市政への期待と信頼に応えるため、高い使命感・倫理観を持って公務の公正かつ能率的な運営に全力を尽くされることを期待する。

議会及び市長におかれては、人事委員会の給与勧告制度が果たしている役割の重要性に深い理解を示され、速やかにこの勧告が実施されるよう要請する。

別紙第 2

職員の給与に関する勧告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 の報告に基づき、次の措置を講ずるよう勧告する。

1 令和 4 年 4 月の公民較差に基づく改定

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 勤勉手当

(1) 再任用職員以外の職員

ア 令和 4 年 12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 1.05 月分（管理職員にあっては、1.25 月分）とすること。

イ 令和 5 年度以降については、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.00 月分（管理職員にあっては、それぞれ 1.20 月分）とすること。

(2) 再任用職員

ア 令和 4 年 12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.50 月分（管理職員にあっては、0.60 月分）とすること。

イ 令和 5 年度以降については、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.475 月分（管理職員にあっては、それぞれ 0.575 月分）とすること。

3 改定の実施時期

- (1) 1については、令和4年4月1日から実施すること。
- (2) 2(1)ア及び(2)アについては、令和4年12月1日から実施すること。
- (3) 2(1)イ及び(2)イについては、令和5年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,500	248,300	273,600	300,400	329,100	361,400	383,400	404,700
	2	151,600	250,200	275,700	302,600	331,500	363,800	385,700	407,300
	3	152,700	252,100	277,800	304,800	333,900	366,200	388,000	409,900
	4	153,800	254,000	279,900	307,000	336,300	368,600	390,300	412,500
	5	155,100	256,000	281,900	309,300	338,900	371,100	392,700	415,000
	6	156,400	258,000	284,000	311,500	341,200	373,400	395,100	417,500
	7	157,700	259,900	286,100	313,700	343,600	375,700	397,500	420,000
	8	159,000	261,900	288,200	316,000	346,000	378,000	399,900	422,500
	9	160,100	263,800	290,400	318,300	348,300	380,500	402,200	425,100
	10	161,500	265,800	292,600	320,700	350,600	382,400	404,400	427,900
	11	162,900	267,800	294,800	323,100	353,000	384,400	406,600	430,700
	12	164,300	269,700	297,000	325,500	355,400	386,400	408,800	433,500
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	13	165,600	271,800	299,100	327,900	357,700	388,300	411,000	436,200
	14	167,400	273,600	301,200	330,400	360,000	390,200	413,300	439,000
	15	169,200	275,400	303,300	332,900	362,300	392,100	415,600	441,800
	16	171,000	277,200	305,500	335,400	364,600	394,000	417,900	444,600
	17	172,500	279,100	307,600	337,900	367,000	395,900	420,400	447,300
	18	174,500	281,000	309,800	340,300	369,000	397,800	422,800	450,000
	19	176,500	282,900	312,000	342,700	371,000	399,700	425,200	452,700
	20	178,500	284,800	314,200	345,100	373,000	401,600	427,600	455,400
	21	180,600	286,700	316,400	347,500	374,900	403,500	429,900	458,100
	22	183,000	288,600	318,600	349,600	376,600	405,200	431,900	460,700
	23	185,500	290,500	320,800	351,700	378,300	406,900	433,900	463,300
	24	188,000	292,500	323,000	353,800	380,000	408,600	435,900	465,900
	25	190,200	294,300	325,200	356,100	381,600	410,300	438,000	468,400
	26	192,300	296,200	327,400	357,800	383,200	411,500	439,700	470,800
	27	194,400	298,100	329,600	359,600	384,800	412,700	441,400	473,200
	28	196,500	300,000	331,800	361,400	386,400	413,900	443,100	475,600
29	198,500	301,900	333,900	363,100	388,200	415,300	445,000	478,100	
30	200,500	303,700	336,000	364,400	389,800	416,400	446,600	480,100	
31	202,500	305,500	338,100	365,700	391,400	417,500	448,200	482,100	
32	204,500	307,200	340,200	366,900	392,900	418,600	449,800	484,100	
33	206,700	309,100	342,500	368,200	394,400	419,700	451,300	486,300	
34	208,700	310,900	344,500	369,400	395,900	420,700	452,600	488,100	
35	210,700	312,700	346,500	370,600	397,400	421,700	453,900	489,900	
36	212,700	314,500	348,500	371,800	398,900	422,700	455,200	491,700	
37	214,700	316,300	350,400	373,200	400,400	423,600	456,400	493,500	
38	216,700	318,000	351,900	374,200	401,800	424,500	457,400	494,600	
39	218,700	319,700	353,500	375,200	403,200	425,400	458,400	495,700	
40	220,700	321,400	355,100	376,200	404,600	426,300	459,400	496,800	

41	222,600	323,200	356,500	377,300	406,100	427,400	460,500	497,800
42	224,600	324,800	357,600	378,200	407,200	428,300	461,400	498,600
43	226,600	326,400	358,700	379,100	408,300	429,200	462,300	499,400
44	228,600	327,900	359,800	380,000	409,400	430,100	463,200	500,200
45	230,600	329,600	360,800	381,000	410,500	430,900	464,100	501,200
46	232,600	330,800	361,700	381,600	411,300	431,700	465,000	502,000
47	234,600	332,000	362,600	382,200	412,100	432,500	465,900	502,800
48	236,600	333,200	363,500	382,800	412,900	433,300	466,800	503,600
49	238,600	334,400	364,300	383,400	413,800	434,000	467,700	504,600
50	240,600	335,500	365,000	383,900	414,600	434,700	468,400	505,400
51	242,600	336,600	365,700	384,500	415,400	435,400	469,100	506,200
52	244,600	337,700	366,400	385,100	416,200	436,100	469,800	507,000
53	246,600	339,000	367,200	385,600	417,000	437,000	470,700	507,900
54	248,500	339,800	367,900	386,100	417,700	437,600	471,400	508,700
55	250,400	340,600	368,600	386,600	418,400	438,200	472,100	509,500
56	252,300	341,400	369,300	387,100	419,100	438,800	472,800	510,300
57	254,200	342,200	370,100	387,800	420,000	439,600	473,600	511,200
58	256,200	342,900	370,700	388,300	420,700	440,200	474,300	512,000
59	258,200	343,600	371,300	388,800	421,400	440,800	475,000	512,800
60	260,100	344,300	371,900	389,300	422,100	441,400	475,700	513,600
61	262,100	345,100	372,400	390,000	423,000	442,100	476,600	514,500
62	264,000	345,700	373,000	390,500	423,600	442,700	477,300	515,300
63	265,900	346,300	373,600	391,000	424,200	443,300	478,000	516,100
64	267,800	346,900	374,200	391,500	424,800	443,900	478,700	516,900
65	269,700	347,500	374,700	392,100	425,400	444,600	479,500	517,600
66	271,600	348,000	375,200	392,600	426,000	445,200	480,100	518,300
67	273,500	348,500	375,700	393,100	426,600	445,800	480,700	519,100
68	275,500	349,000	376,200	393,600	427,200	446,400	481,300	519,900
69	277,500	349,600	376,900	394,200	427,800	447,100	482,000	520,500
70	279,400	350,100	377,300	394,700	428,400	447,700	482,600	521,300
71	281,300	350,600	377,700	395,200	429,000	448,300	483,200	522,100
72	283,300	351,100	378,100	395,700	429,600	448,900	483,800	522,900
73	285,300	351,700	378,700	396,300	430,200	449,400	484,300	523,600
74	287,200	352,200	379,100	396,800	430,800	449,700		
75	289,100	352,700	379,500	397,300	431,400	450,000		
76	291,000	353,200	379,900	397,800	432,000	450,300		
77	292,900	353,800	380,500	398,400	432,600	450,500		
78	294,700	354,300	380,900	398,900	433,200			
79	296,500	354,800	381,300	399,400	433,800			
80	298,300	355,300	381,700	399,900	434,400			
81	300,100	355,900	382,300	400,500	435,000			
82	301,900	356,400	382,700	401,000	435,500			
83	303,700	356,900	383,100	401,500	436,000			
84	305,500	357,400	383,500	402,000	436,500			

85	307,200	357,800	384,100	402,600	437,000				
86	308,900	358,300	384,500	403,100					
87	310,700	358,800	384,900	403,600					
88	312,400	359,300	385,300	404,100					
89	314,000	359,700	385,800	404,700					
90	315,600	360,100	386,200	405,200					
91	317,200	360,500	386,600	405,700					
92	318,800	360,900	387,000	406,200					
93	320,400	361,400	387,600	406,600					
94	321,600	361,800	388,000	407,100					
95	322,800	362,200	388,400	407,600					
96	324,000	362,600	388,800	408,100					
97	325,200	363,100	389,400	408,600					
98		363,500	389,700	409,100					
99		363,900	390,100	409,600					
100		364,300	390,500	410,100					
101		364,800	390,800	410,600					
102		365,200	391,100	411,100					
103		365,600	391,400	411,600					
104		366,000	391,700	412,100					
105		366,400	392,000	412,600					
106			392,300						
107			392,600						
108			392,900						
109			393,100						
110			393,400						
111			393,700						
112			394,000						
113			394,200						
114			394,500						
115			394,800						
116			395,100						
117			395,300						
再任用 職員		205,000	245,600	264,300	294,400	313,900	335,800	388,800	436,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

消 防 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	159,800	248,300	290,400	318,300	348,300	380,500	402,200	425,100
	2	161,200	250,300	292,600	320,700	350,600	382,400	404,400	427,900
	3	162,600	252,200	294,800	323,100	353,000	384,400	406,600	430,700
	4	164,000	254,200	297,000	325,500	355,400	386,400	408,800	433,500
	5	165,500	256,200	299,100	327,900	357,700	388,300	411,000	436,200
	6	167,300	258,100	301,200	330,400	360,000	390,200	413,300	439,000
	7	169,100	260,000	303,300	332,900	362,300	392,100	415,600	441,800
	8	170,900	261,900	305,500	335,400	364,600	394,000	417,900	444,600
	9	172,700	264,000	307,600	337,900	367,000	395,900	420,400	447,300
	10	174,800	265,900	309,800	340,300	369,000	397,800	422,800	450,000
	11	176,900	267,800	312,000	342,700	371,000	399,700	425,200	452,700
	12	179,000	269,700	314,200	345,100	373,000	401,600	427,600	455,400
	13	181,000	271,800	316,400	347,500	374,900	403,500	429,900	458,100
	14	183,200	273,600	318,600	349,600	376,600	405,200	431,900	460,700
	15	185,400	275,400	320,800	351,700	378,300	406,900	433,900	463,300
	16	187,600	277,200	323,000	353,800	380,000	408,600	435,900	465,900
	17	189,800	279,100	325,200	356,100	381,600	410,300	438,000	468,400
	18	191,600	281,000	327,400	357,800	383,200	411,500	439,700	470,800
	19	193,400	282,900	329,600	359,600	384,800	412,700	441,400	473,200
	20	195,200	284,800	331,800	361,400	386,400	413,900	443,100	475,600
	21	197,000	286,700	333,900	363,100	388,200	415,300	445,000	478,100
	22	199,400	288,600	336,000	364,400	389,800	416,400	446,600	480,100
	23	201,800	290,500	338,100	365,700	391,400	417,500	448,200	482,100
	24	204,200	292,500	340,200	366,900	392,900	418,600	449,800	484,100
	25	206,700	294,300	342,500	368,200	394,400	419,700	451,300	486,300
	26	208,700	296,200	344,500	369,400	395,900	420,700	452,600	488,100
	27	210,700	298,100	346,500	370,600	397,400	421,700	453,900	489,900
	28	212,700	300,000	348,500	371,800	398,900	422,700	455,200	491,700
	29	214,800	301,900	350,400	373,200	400,400	423,600	456,400	493,500
	30	216,800	303,700	351,900	374,200	401,800	424,500	457,400	494,600
	31	218,800	305,500	353,500	375,200	403,200	425,400	458,400	495,700
	32	220,800	307,200	355,100	376,200	404,600	426,300	459,400	496,800
	33	222,900	309,100	356,500	377,300	406,100	427,400	460,500	497,800
	34	224,800	310,900	357,600	378,200	407,200	428,300	461,400	498,600
	35	226,800	312,700	358,700	379,100	408,300	429,200	462,300	499,400
	36	228,700	314,500	359,800	380,000	409,400	430,100	463,200	500,200
	37	230,600	316,300	360,800	381,000	410,500	430,900	464,100	501,200
	38	232,600	318,000	361,700	381,600	411,300	431,700	465,000	502,000
	39	234,600	319,700	362,600	382,200	412,100	432,500	465,900	502,800
	40	236,600	321,400	363,500	382,800	412,900	433,300	466,800	503,600

41	238,600	323,200	364,300	383,400	413,800	434,000	467,700	504,600
42	240,700	324,800	365,000	383,900	414,600	434,700	468,400	505,400
43	242,800	326,400	365,700	384,500	415,400	435,400	469,100	506,200
44	244,900	327,900	366,400	385,100	416,200	436,100	469,800	507,000
45	246,900	329,600	367,200	385,600	417,000	437,000	470,700	507,900
46	248,800	330,900	367,900	386,100	417,700	437,600	471,400	508,700
47	250,700	332,200	368,600	386,600	418,400	438,200	472,100	509,500
48	252,500	333,500	369,300	387,100	419,100	438,800	472,800	510,300
49	254,400	334,700	370,100	387,800	420,000	439,600	473,600	511,200
50	256,300	335,800	370,700	388,300	420,700	440,200	474,300	512,000
51	258,200	336,900	371,300	388,800	421,400	440,800	475,000	512,800
52	260,100	338,000	371,900	389,300	422,100	441,400	475,700	513,600
53	262,100	339,000	372,400	390,000	423,000	442,100	476,600	514,500
54	264,000	339,800	373,000	390,500	423,600	442,700	477,300	515,300
55	265,900	340,600	373,600	391,000	424,200	443,300	478,000	516,100
56	267,800	341,400	374,200	391,500	424,800	443,900	478,700	516,900
57	269,700	342,200	374,700	392,100	425,400	444,600	479,500	517,600
58	271,600	342,900	375,200	392,600	426,000	445,200	480,100	518,300
59	273,500	343,600	375,700	393,100	426,600	445,800	480,700	519,100
60	275,500	344,300	376,200	393,600	427,200	446,400	481,300	519,900
61	277,500	345,100	376,900	394,200	427,800	447,100	482,000	520,500
62	279,400	345,700	377,300	394,700	428,400	447,700	482,600	521,300
63	281,300	346,300	377,700	395,200	429,000	448,300	483,200	522,100
64	283,300	346,900	378,100	395,700	429,600	448,900	483,800	522,900
65	285,300	347,500	378,700	396,300	430,200	449,400	484,300	523,600
66	287,200	348,000	379,100	396,800	430,800	449,700		
67	289,100	348,500	379,500	397,300	431,400	450,000		
68	291,000	349,000	379,900	397,800	432,000	450,300		
69	292,900	349,600	380,500	398,400	432,600	450,500		
70	294,700	350,100	380,900	398,900	433,200			
71	296,500	350,600	381,300	399,400	433,800			
72	298,300	351,100	381,700	399,900	434,400			
73	300,100	351,700	382,300	400,500	435,000			
74	301,900	352,200	382,700	401,000	435,500			
75	303,700	352,700	383,100	401,500	436,000			
76	305,500	353,200	383,500	402,000	436,500			
77	307,200	353,800	384,100	402,600	437,000			
78	308,900	354,300	384,500	403,100				
79	310,700	354,800	384,900	403,600				
80	312,400	355,300	385,300	404,100				
81	314,000	355,900	385,800	404,700				
82	315,600	356,400	386,200	405,200				
83	317,200	356,900	386,600	405,700				
84	318,800	357,400	387,000	406,200				

85	320,400	357,800	387,600	406,600				
86	321,700	358,300	388,000	407,100				
87	323,000	358,800	388,400	407,600				
88	324,300	359,300	388,800	408,100				
89	325,500	359,700	389,400	408,600				
90	326,600	360,100	389,700	409,100				
91	327,700	360,500	390,100	409,600				
92	328,800	360,900	390,500	410,100				
93	329,800	361,400	390,800	410,600				
94	330,600	361,800	391,100	411,100				
95	331,400	362,200	391,400	411,600				
96	332,200	362,600	391,700	412,100				
97	333,000	363,100	392,000	412,600				
98	333,700	363,500	392,300					
99	334,400	363,900	392,600					
100	335,100	364,300	392,900					
101	335,900	364,800	393,100					
102		365,200	393,400					
103		365,600	393,700					
104		366,000	394,000					
105		366,400	394,200					
106		366,800	394,500					
107		367,200	394,800					
108		367,600	395,100					
109		367,800	395,300					
110		368,200						
111		368,600						
112		369,000						
113		369,200						
再任用 職員	215,100	248,600	277,500	312,200	329,300	352,600	388,800	436,600

備考 この表は、消防職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表（一）

職員の 区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	158,800	201,300	259,300	331,400	415,900
	2	160,300	202,900	261,900	333,400	417,500
	3	161,800	204,400	264,500	335,400	419,200
	4	163,300	205,900	267,200	337,400	420,900
	5	164,900	207,400	269,800	339,600	422,500
	6	166,700	209,100	272,300	341,700	424,200
	7	168,500	210,800	275,000	343,800	425,900
	8	170,300	212,400	277,700	345,900	427,600
	9	171,900	213,800	280,200	347,900	429,200
	10	173,900	215,600	282,600	349,800	430,900
	11	175,900	217,400	285,100	351,700	432,600
	12	177,900	219,200	287,600	353,600	434,300
	13	179,700	220,900	290,200	355,600	435,900
	14	181,900	222,800	292,800	357,400	437,600
	15	184,100	224,600	295,400	359,200	439,300
	16	186,300	226,500	297,900	361,000	441,000
	17	188,400	228,300	300,400	363,000	442,600
	18	190,800	231,000	302,900	364,700	444,300
	19	193,200	233,700	305,400	366,400	446,000
	20	195,700	236,400	308,000	368,100	447,700
	21	197,900	238,800	310,600	369,900	449,300
	22	199,400	241,500	313,200	371,500	450,900
	23	200,800	244,200	315,800	373,100	452,500
	24	202,200	246,900	318,400	374,700	454,100
	25	203,700	249,500	320,700	376,400	455,900
	26	205,200	252,200	322,900	378,200	457,400
	27	206,700	254,800	325,100	380,000	458,900
	28	208,200	257,500	327,300	381,800	460,400
	29	209,700	260,000	329,600	383,600	461,900
	30	211,300	262,300	331,700	385,300	463,400
	31	212,900	264,900	333,800	387,000	464,900
	32	214,500	267,500	335,900	388,700	466,400
	33	216,200	270,000	337,900	390,400	467,900
	34	217,900	272,300	340,000	391,900	468,700
	35	219,500	274,700	342,100	393,400	469,500
	36	221,200	277,000	344,200	394,900	470,300
	37	222,900	279,400	346,400	396,300	471,100
	38	224,600	281,800	348,500	397,800	471,900
	39	226,300	284,200	350,600	399,300	472,700
	40	228,000	286,500	352,700	400,800	473,500
	41	229,600	289,000	354,800	402,200	474,300
	42	231,200	291,400	356,800	403,600	
	43	232,800	293,800	358,900	405,100	
	44	234,400	296,300	361,000	406,600	

45	236,000	298,600	363,000	408,000
46	237,600	301,000	364,700	409,400
47	239,200	303,600	366,400	410,800
48	240,800	306,200	368,100	412,200
49	242,300	308,500	369,900	413,800
50	243,800	310,800	371,500	415,200
51	245,500	313,100	373,100	416,600
52	247,100	315,300	374,700	418,000
53	248,700	317,500	376,400	419,500
54	250,100	319,600	377,900	420,900
55	251,600	321,700	379,400	422,300
56	253,000	323,800	380,900	423,700
57	254,400	325,900	382,500	425,200
58	255,900	328,000	383,900	426,600
59	257,400	330,200	385,300	428,000
60	258,800	332,400	386,700	429,400
61	260,200	334,500	388,200	430,900
62	261,600	336,600	389,600	432,300
63	263,000	338,700	391,000	433,700
64	264,500	340,800	392,400	435,100
65	266,000	342,900	393,900	436,500
66	267,500	345,000	395,000	437,700
67	269,000	347,100	396,200	438,900
68	270,500	349,200	397,400	440,100
69	271,900	351,200	398,500	441,500
70	273,200	353,100	399,600	442,700
71	274,500	355,000	400,700	443,900
72	275,800	356,900	401,800	445,100
73	277,100	358,800	403,100	446,200
74	278,400	360,500	404,200	446,900
75	279,700	362,200	405,300	447,600
76	281,000	363,900	406,400	448,300
77	282,200	365,500	407,400	449,000
78	283,400	366,900	408,300	449,500
79	284,600	368,300	409,200	450,000
80	285,800	369,700	410,100	450,500
81	286,900	371,100	411,200	451,100
82	288,000	372,300	412,100	
83	289,100	373,500	413,000	
84	290,200	374,700	413,900	
85	291,400	376,100	414,700	
86	292,500	377,300	415,600	
87	293,600	378,500	416,500	
88	294,700	379,700	417,400	
89	295,900	380,900	418,200	
90	296,900	382,000	419,100	
91	297,900	383,100	420,000	
92	298,900	384,200	420,900	

93	299,900	385,400	421,700
94	300,700	386,400	422,400
95	301,500	387,400	423,100
96	302,300	388,400	423,800
97	303,300	389,400	424,700
98	304,100	390,200	425,200
99	304,900	391,000	425,700
100	305,700	391,800	426,200
101	306,700	392,600	426,700
102	307,500	393,400	427,100
103	308,300	394,200	427,500
104	309,100	395,000	427,900
105	310,000	395,700	428,200
106	310,700	396,400	428,400
107	311,400	397,100	428,700
108	312,100	397,800	429,000
109	312,700	398,600	429,200
110	313,100	399,100	429,500
111	313,500	399,600	429,800
112	313,900	400,100	430,100
113	314,300	400,800	430,300
114	314,700	401,300	430,600
115	315,100	401,800	430,900
116	315,500	402,300	431,200
117	316,000	402,900	431,400
118	316,400	403,300	
119	316,800	403,700	
120	317,200	404,100	
121	317,600	404,600	
122	317,900	404,800	
123	318,200	405,000	
124	318,500	405,200	
125	319,000	405,600	
126	319,200	405,800	
127	319,400	406,000	
128	319,600	406,200	
129	319,900	406,600	
130	320,100	406,800	
131	320,300	407,000	
132	320,500	407,200	
133	320,600	407,400	
134	320,800	407,600	
135	321,000	407,800	
136	321,100	408,000	
137	321,200	408,300	
138	321,400	408,500	
139	321,600	408,700	
140	321,800	408,900	

	141	321,900	409,200			
	142	322,100	409,400			
	143	322,300	409,600			
	144	322,500	409,800			
	145	322,600	410,100			
	146	322,800	410,300			
	147	323,000	410,500			
	148	323,200	410,700			
	149	323,300	411,000			
	150	323,400	411,200			
	151	323,500	411,400			
	152	323,700	411,600			
	153	323,800	411,900			
	154		412,100			
	155		412,300			
	156		412,500			
	157		412,800			
	158		413,000			
	159		413,200			
	160		413,400			
	161		413,700			
	162		413,900			
	163		414,100			
	164		414,300			
	165		414,600			
再任用 職員		234,200	276,300	305,100	333,500	418,800

備考

- 1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	158,800	174,000	259,100	290,600	406,000
	2	160,300	176,100	261,800	293,400	407,300
	3	161,800	178,200	264,400	296,200	408,600
	4	163,300	180,300	267,100	299,000	409,900
	5	164,900	182,200	269,800	301,900	411,400
	6	166,700	184,400	272,300	304,600	412,700
	7	168,500	186,600	274,800	307,400	414,000
	8	170,300	188,800	277,400	310,100	415,300
	9	171,900	190,900	280,100	312,800	416,500
	10	173,900	193,600	282,600	315,300	417,700
	11	175,900	196,100	285,100	317,800	418,900
	12	177,900	198,800	287,600	320,400	420,100
	13	179,700	201,300	290,100	322,900	421,200
	14	181,900	202,900	292,500	324,900	422,400
	15	184,100	204,400	295,000	326,900	423,600
	16	186,300	205,900	297,400	329,000	424,800
	17	188,400	207,400	299,900	331,000	425,900
	18	190,900	209,100	302,300	333,000	427,100
	19	193,200	210,800	304,700	335,000	428,300
	20	195,700	212,400	307,200	337,100	429,500
	21	197,900	213,800	309,800	339,100	430,600
	22	199,400	215,600	312,300	341,200	431,800
	23	200,800	217,400	314,800	343,300	433,000
	24	202,200	219,200	317,400	345,400	434,200
	25	203,700	220,900	319,800	347,400	435,300
	26	205,200	222,800	321,700	349,100	436,500
	27	206,700	224,600	323,600	350,800	437,700
	28	208,200	226,500	325,600	352,500	438,900
	29	209,700	228,400	327,600	354,300	440,000
	30	211,300	231,000	329,600	355,900	441,000
	31	212,900	233,600	331,600	357,500	442,000
	32	214,500	236,200	333,600	359,100	443,000
	33	216,000	238,700	335,600	360,900	444,100
	34	217,600	241,500	337,600	362,400	444,700
	35	219,100	244,200	339,700	363,900	445,300
	36	220,700	246,900	341,800	365,400	445,900
	37	222,300	249,400	343,800	366,800	446,700
	38	223,900	252,100	345,800	368,100	447,300
	39	225,500	254,700	347,800	369,400	447,900
	40	227,100	257,400	349,800	370,700	448,500
	41	228,600	259,900	351,900	371,900	449,200
	42	230,300	262,300	353,300	373,300	
	43	231,900	264,700	354,700	374,700	
44	233,500	267,200	356,100	376,100		

45	235,000	269,700	357,600	377,600
46	236,600	272,100	359,000	378,900
47	238,200	274,500	360,400	380,200
48	239,800	276,900	361,800	381,500
49	241,400	279,300	363,200	383,000
50	242,800	281,700	364,600	384,300
51	244,200	284,200	366,000	385,600
52	245,700	286,600	367,400	386,900
53	247,300	289,000	369,000	388,300
54	248,800	291,400	370,400	389,600
55	250,300	293,800	371,800	390,900
56	251,800	296,300	373,200	392,200
57	253,300	298,700	374,800	393,400
58	254,600	301,100	375,800	394,500
59	256,000	303,500	376,800	395,700
60	257,300	306,000	377,800	396,900
61	258,600	308,400	379,000	398,000
62	259,900	310,600	380,000	399,100
63	261,200	312,800	381,000	400,200
64	262,600	315,100	382,000	401,300
65	264,000	317,400	383,200	402,600
66	265,400	319,500	384,200	403,600
67	266,800	321,600	385,200	404,600
68	268,300	323,700	386,200	405,600
69	269,700	325,800	387,300	406,500
70	271,000	327,900	388,300	407,400
71	272,300	330,000	389,300	408,300
72	273,700	332,100	390,300	409,200
73	275,000	334,300	391,400	410,300
74	276,200	336,400	392,100	411,000
75	277,400	338,500	392,800	411,700
76	278,600	340,600	393,500	412,400
77	279,900	342,700	394,100	413,000
78	281,100	344,500	394,800	413,500
79	282,300	346,300	395,500	414,000
80	283,500	348,100	396,200	414,500
81	284,600	350,000	396,800	415,100
82	285,700	351,600	397,500	415,500
83	286,800	353,200	398,200	415,900
84	287,900	354,800	398,900	416,300
85	288,900	356,500	399,500	416,700
86	289,900	357,800	400,200	417,100
87	290,900	359,100	400,900	417,500
88	291,900	360,400	401,600	417,900
89	292,800	361,700	402,200	418,300
90	293,500	362,900	402,600	418,700
91	294,200	364,100	403,000	419,100
92	294,900	365,300	403,400	419,500

93	295,500	366,500	403,800	419,800
94	296,000	367,500	404,200	420,200
95	296,500	368,500	404,600	420,600
96	297,000	369,500	405,000	421,000
97	297,700	370,600	405,400	421,300
98	298,300	371,400	405,800	
99	298,900	372,200	406,200	
100	299,500	373,000	406,600	
101	300,000	374,000	407,000	
102	300,300	374,800	407,400	
103	300,600	375,600	407,800	
104	300,900	376,400	408,200	
105	301,200	377,100	408,500	
106	301,400	377,800	408,800	
107	301,600	378,500	409,100	
108	301,800	379,200	409,400	
109	301,900	380,000	409,800	
110	302,000	380,700	410,100	
111	302,200	381,400	410,400	
112	302,400	382,100	410,700	
113	302,500	382,800	411,100	
114	302,700	383,500	411,400	
115	302,900	384,200	411,700	
116	303,100	384,900	412,000	
117	303,200	385,500	412,400	
118	303,300	386,000	412,700	
119	303,400	386,500	413,000	
120	303,500	387,000	413,300	
121	303,800	387,500	413,500	
122	303,900	388,000		
123	304,000	388,500		
124	304,100	389,000		
125	304,400	389,500		
126		389,900		
127		390,300		
128		390,700		
129		391,200		
130		391,600		
131		392,000		
132		392,400		
133		392,700		
134		393,000		
135		393,300		
136		393,600		
137		393,900		
138		394,200		
139		394,500		
140		394,800		

141			395,100			
142			395,400			
143			395,600			
144			395,900			
145			396,000			
146			396,300			
147			396,600			
148			396,900			
149			397,100			
150			397,400			
151			397,700			
152			398,000			
153			398,200			
154			398,500			
155			398,800			
156			399,100			
157			399,300			
158			399,600			
159			399,900			
160			400,200			
161			400,400			
162			400,700			
163			401,000			
164			401,300			
165			401,500			
166			401,800			
167			402,100			
168			402,400			
169			402,600			
170			402,900			
171			403,200			
172			403,500			
173			403,700			
再任用 職員		224,300	273,000	300,000	326,800	408,700

備考

- 1 この表は、幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	302,100	373,800	408,500	469,700	491,700
	2	305,200	376,500	411,300	471,700	493,600
	3	308,300	379,200	414,000	473,800	495,500
	4	311,400	381,900	416,700	475,900	497,400
	5	314,400	384,600	419,200	477,900	499,300
	6	317,500	387,200	421,700	479,800	501,100
	7	320,600	389,800	424,200	481,700	502,900
	8	323,600	392,400	426,700	483,600	504,700
	9	326,500	394,900	429,100	485,700	506,600
	10	329,500	397,400	431,400	487,600	508,400
	11	332,600	399,900	433,800	489,500	510,200
	12	335,600	402,300	436,200	491,400	512,000
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	13	338,600	404,700	438,400	493,300	513,800
	14	341,500	407,100	440,600	494,900	515,600
	15	344,500	409,500	442,800	496,500	517,400
	16	347,500	411,900	445,000	498,100	519,200
	17	350,300	414,300	447,200	499,700	521,200
	18	353,100	416,600	449,300	501,100	523,000
	19	355,900	418,900	451,400	502,500	524,800
	20	358,700	421,200	453,500	503,900	526,600
	21	361,500	423,500	455,500	505,200	528,500
	22	364,300	425,900	457,500	506,500	530,200
	23	367,100	428,300	459,500	507,800	531,900
	24	369,800	430,700	461,500	509,100	533,600
	25	372,500	433,100	463,500	510,300	535,300
	26	375,100	435,300	465,400	511,500	537,000
	27	377,600	437,500	467,300	512,700	538,700
	28	380,100	439,700	469,200	513,900	540,400
29	382,400	441,900	471,200	515,200	542,000	
30	384,800	444,000	473,100	516,400	543,600	
31	387,100	446,200	475,000	517,600	545,300	
32	389,400	448,400	476,900	518,800	547,000	
33	391,700	450,500	478,800	520,000	548,600	
34	393,600	452,600	480,600	521,200	550,200	
35	395,500	454,700	482,400	522,400	551,800	
36	397,400	456,800	484,200	523,600	553,400	
37	399,300	458,900	486,100	524,800	555,200	
38	400,900	460,900	487,800	526,000	556,800	
39	402,500	462,900	489,500	527,200	558,400	
40	404,100	464,900	491,200	528,400	560,000	

41	405,500	466,800	493,100	529,700	561,800
42	406,800	468,600	494,400	530,900	563,400
43	408,100	470,400	495,700	532,100	565,000
44	409,400	472,200	497,000	533,300	566,600
45	410,600	473,900	498,300	534,500	568,400
46	411,800	475,600	499,500	535,700	570,000
47	413,000	477,300	500,700	536,900	571,600
48	414,200	479,000	501,900	538,100	573,200
49	415,300	480,900	503,200	539,300	575,000
50	416,400	482,200	504,300	540,500	576,600
51	417,500	483,500	505,400	541,700	578,200
52	418,600	484,800	506,500	542,900	579,800
53	419,700	486,300	507,800	544,100	581,500
54	420,600	487,500	508,800	545,300	583,100
55	421,500	488,700	509,800	546,500	584,700
56	422,400	489,900	510,800	547,700	586,300
57	423,200	491,200	511,700	548,800	587,800
58	424,000	492,300	512,700	550,000	589,200
59	424,800	493,400	513,700	551,200	590,600
60	425,600	494,500	514,700	552,400	592,000
61	426,400	495,800	515,600	553,500	593,500
62	427,100	496,800	516,600	554,600	594,800
63	427,800	497,800	517,600	555,700	596,100
64	428,500	498,800	518,600	556,800	597,400
65	429,100	499,700	519,500	558,100	598,900
66	429,700	500,500	520,500	559,100	600,000
67	430,300	501,300	521,500	560,100	601,100
68	430,900	502,100	522,500	561,100	602,200
69	431,700	502,900	523,400	562,100	603,500
70	432,300	503,700	524,400	563,000	604,600
71	432,900	504,500	525,400	563,900	605,700
72	433,500	505,300	526,400	564,800	606,800
73	434,100	506,000	527,300	565,800	607,900
74	434,700	506,700	528,200	566,700	
75	435,300	507,400	529,100	567,600	
76	435,900	508,100	530,000	568,500	
77	436,400	509,000	531,100	569,400	
78		509,700	532,000	570,300	
79		510,400	532,900	571,200	
80		511,100	533,800	572,100	
81		512,000	534,800	573,200	
82		512,700	535,700	574,100	
83		513,400	536,600	575,000	
84		514,100	537,500	575,900	

	85		514,900	538,400	577,000	
	86		515,600	539,300	577,900	
	87		516,300	540,200	578,800	
	88		517,000	541,100	579,700	
	89		517,900	542,000	580,800	
	90		518,600	542,800		
	91		519,300	543,600		
	92		520,000	544,400		
	93		520,900	545,300		
	94		521,600	546,100		
	95		522,400	546,900		
	96		523,200	547,700		
	97		523,900	548,500		
	98		524,600			
	99		525,400			
	100		526,200			
	101		526,900			
	102		527,700			
	103		528,500			
	104		529,300			
	105		529,800			
	106		530,600			
	107		531,400			
	108		532,200			
	109		532,900			
再任用 職員		294,900	346,500	397,400	464,800	508,800

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	176,400	212,900	253,800	284,100	340,800	370,100	389,600
	2	178,200	214,500	255,600	286,000	342,900	371,900	391,600
	3	180,000	216,100	257,400	287,800	345,100	373,800	393,600
	4	181,800	217,700	259,300	289,500	347,300	375,700	395,600
	5	183,600	219,100	261,000	291,400	349,400	377,500	397,600
	6	185,500	220,700	262,800	293,100	351,500	379,300	399,600
	7	187,400	222,300	264,600	294,800	353,600	381,100	401,600
	8	189,300	223,900	266,400	296,500	355,700	382,900	403,600
	9	191,000	225,500	268,200	298,400	357,900	384,600	405,800
	10	193,100	227,100	269,900	300,300	359,900	386,400	407,800
	11	195,200	228,600	271,700	302,200	361,900	388,200	409,800
	12	197,300	230,200	273,500	304,200	363,900	390,000	411,800
再	13	199,100	231,600	275,200	306,100	365,900	391,800	413,800
任	14	201,000	233,300	277,100	308,000	367,800	393,600	415,300
用	15	202,800	235,000	278,900	309,900	369,700	395,400	416,800
職	16	204,800	236,700	280,600	311,900	371,600	397,200	418,300
員	17	206,700	238,200	282,500	313,900	373,600	399,100	419,700
以	18	208,100	240,100	284,200	316,100	375,500	400,800	420,800
外	19	209,600	241,900	285,900	318,300	377,400	402,500	421,900
の	20	210,900	243,700	287,600	320,500	379,300	404,200	423,000
職	21	212,200	245,500	289,400	322,700	381,200	405,800	424,100
員	22	213,800	247,300	291,300	324,900	383,000	407,100	425,000
	23	215,400	249,100	293,200	327,100	384,800	408,400	425,900
	24	217,000	251,000	295,100	329,300	386,600	409,700	426,800
	25	218,700	252,800	296,900	331,500	388,600	411,200	427,800
	26	220,300	254,600	298,700	333,800	390,100	412,200	428,700
	27	221,900	256,400	300,500	336,100	391,600	413,300	429,600
	28	223,500	258,200	302,400	338,400	393,100	414,400	430,500
	29	225,200	260,000	304,300	340,600	394,700	415,400	431,500
	30	226,700	261,600	306,300	342,800	396,000	416,300	432,400
	31	228,100	263,300	308,300	345,000	397,300	417,200	433,300
	32	229,600	265,000	310,300	347,200	398,600	418,100	434,200
	33	231,000	266,700	312,200	349,600	399,900	419,100	435,200
	34	232,700	268,500	314,100	351,500	400,800	420,000	436,100
	35	234,400	270,200	316,000	353,400	401,700	420,900	437,000
	36	236,100	271,800	317,900	355,300	402,600	421,800	437,900
	37	237,600	273,600	319,800	357,200	403,500	422,800	438,800
	38	239,400	275,200	321,700	358,600	404,400	423,700	439,700
	39	241,200	276,800	323,600	360,000	405,300	424,600	440,600
	40	242,900	278,400	325,500	361,400	406,200	425,500	441,500

41	244,500	280,000	327,400	362,800	407,000	426,400	442,400
42	246,300	281,700	329,100	364,100	407,900	427,200	443,300
43	248,100	283,400	330,800	365,400	408,800	428,000	444,200
44	249,900	285,200	332,500	366,700	409,700	428,800	445,100
45	251,600	286,900	334,200	368,200	410,500	429,800	446,000
46	253,400	288,600	335,700	369,400	411,400	430,600	446,900
47	255,100	290,300	337,300	370,600	412,300	431,400	447,800
48	256,800	292,100	338,900	371,800	413,200	432,200	448,700
49	258,500	293,800	340,400	373,000	414,000	432,900	449,600
50	260,100	295,600	341,600	373,800	414,900	433,700	450,500
51	261,700	297,400	342,800	374,600	415,800	434,500	451,400
52	263,300	299,200	344,000	375,400	416,700	435,300	452,300
53	264,900	301,000	345,300	376,200	417,500	436,000	453,200
54	266,600	302,700	346,500	377,000	418,200	436,800	454,100
55	268,200	304,500	347,700	377,800	418,900	437,600	455,000
56	269,700	306,300	348,900	378,600	419,600	438,400	455,900
57	271,400	308,000	350,300	379,300	420,500	439,100	456,800
58	272,900	309,800	351,500	380,000	421,200	439,900	457,700
59	274,400	311,600	352,700	380,800	421,900	440,700	458,600
60	276,000	313,400	353,900	381,600	422,600	441,500	459,500
61	277,500	315,200	355,000	382,300	423,500	442,200	460,300
62	279,100	316,900	355,900	383,100	424,200	443,000	461,100
63	280,700	318,600	356,800	383,900	424,900	443,800	461,900
64	282,400	320,300	357,700	384,700	425,600	444,600	462,700
65	284,100	322,100	358,800	385,400	426,500	445,300	463,500
66	285,600	323,800	359,600	386,200	427,200	446,100	464,300
67	287,200	325,500	360,400	387,000	427,900	446,900	465,100
68	288,900	327,200	361,200	387,800	428,600	447,700	465,900
69	290,400	328,800	362,200	388,500	429,500	448,200	466,800
70	292,000	330,100	362,900	389,300	430,200	448,900	
71	293,600	331,500	363,600	390,100	430,900	449,600	
72	295,200	332,900	364,300	390,900	431,600	450,300	
73	297,000	334,200	365,100	391,600	432,500	451,000	
74	298,600	335,600	365,800	392,300	433,200		
75	300,200	337,000	366,500	393,000	433,900		
76	301,800	338,400	367,200	393,700	434,600		
77	303,300	339,900	368,100	394,500	435,300		
78	304,900	341,200	368,800	395,200	436,000		
79	306,500	342,500	369,500	395,900	436,700		
80	308,100	343,800	370,200	396,600	437,400		
81	309,800	345,100	371,100	397,500	438,300		
82	311,300	346,200	371,800	398,200			
83	312,800	347,300	372,500	398,900			
84	314,200	348,400	373,200	399,600			

85	315,600	349,500	374,100	400,500
86	316,900	350,300	374,800	401,200
87	318,200	351,100	375,500	401,900
88	319,500	351,900	376,200	402,600
89	320,700	352,800	377,100	403,400
90	321,900	353,500	377,800	404,100
91	323,100	354,200	378,500	404,800
92	324,300	354,900	379,200	405,500
93	325,400	355,700	380,000	406,300
94	326,600	356,400	380,700	407,000
95	327,800	357,100	381,400	407,700
96	329,000	357,800	382,100	408,400
97	330,400	358,600	382,900	409,200
98	331,600	359,300	383,600	409,900
99	332,800	360,000	384,300	410,600
100	334,000	360,700	385,000	411,300
101	335,100	361,500	385,800	411,900
102	336,200	362,200	386,500	412,600
103	337,300	362,900	387,200	413,300
104	338,400	363,600	387,900	414,000
105	339,500	364,400	388,700	414,800
106	340,500	365,100	389,400	
107	341,500	365,800	390,100	
108	342,500	366,500	390,800	
109	343,500	367,300	391,500	
110	344,400	368,000	392,200	
111	345,300	368,700	392,900	
112	346,200	369,400	393,600	
113	347,100	370,200	394,000	
114	348,000	370,900	394,600	
115	348,900	371,600	395,200	
116	349,800	372,300	395,800	
117	350,800	373,100	396,300	
118	351,700	373,800	396,800	
119	352,600	374,500	397,300	
120	353,500	375,200	397,800	
121	354,500	376,000	398,500	
122	355,400	376,700	399,000	
123	356,300	377,400	399,500	
124	357,200	378,100	400,000	
125	358,000	378,900	400,700	
126	358,800	379,600	401,200	
127	359,600	380,300	401,700	
128	360,400	381,000	402,200	

	129	361,100	381,800	402,900				
	130	361,800	382,500					
	131	362,500	383,200					
	132	363,200	383,900					
	133	363,900	384,600					
	134	364,600	385,300					
	135	365,300	386,000					
	136	366,000	386,700					
	137	366,700	387,400					
	138	367,400						
	139	368,100						
	140	368,800						
	141	369,500						
	142	370,200						
	143	370,900						
	144	371,600						
	145	372,300						
再任用 職員		234,500	263,500	268,600	278,800	306,900	348,100	378,700

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

職員給与関係	頁
令和4年職員給与実態調査の概要	57
第1表 給料表適用人員	58
第2表 給料表適用人員の推移	58
第3表 平均給与月額の推移	59
第4表 給料表別給与額等	60
第5表 給料表別、級別給料の月額等	62
第6表 給料表別、級別、号俸別人員	64
第7表 給料表別、級別、年齢別人員	80
第8表 給料表別、級別、経験年数別人員	82
第9表 給料表別、学歴別、性別人員構成	84
第10表 給料の特別調整額の支給状況	85
第11表 扶養手当の支給状況	86
第12表 住居手当の支給状況	87
第13表 通勤手当の支給状況	87
第14表 再任用職員の給料表別、級別人員	88
民間給与関係	
令和4年職種別民間給与実態調査の概要	89
第15表 産業別、企業規模別調査事業所数	91
第16表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	91
第17表 職種別給与額等	92
第18表 賞与の配分状況	96

国及び他の指定都市の職員の給与

第 19 表 国家公務員の平均給与月額等 97

第 20 表 指定都市職員の平均給与月額等 98

労働経済指標

第 21 表 労働経済指標 100

職員給与関係

令和4年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するに当たっての基礎資料を得るため、令和4年4月1日を基準日として、職員給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

職員の給与に関する条例に定める各給料表（行政職給料表、消防職給料表、教育職給料表（一）、教育職給料表（二）、医療職給料表（一）及び医療職給料表（二））の適用を受ける職員を対象とした（無給休職者、臨時的任用職員及び会計年度任用職員等は、調査の対象としていない。）。

3 調査の内容

給料表適用人員、給与額、経験年数、年齢、学歴等について調査した。

第1表 給料表適用人員

給料表 部局名	行政職	消防職	教育職(一)	教育職(二)	医療職(一)	医療職(二)	計
市長部局	4,649				13	9	4,671
消防局	8	1,094					1,102
教育委員会	403						403
高等学校	16		216				232
特別支援学校	4		76				80
中等教育学校	4		58				62
小・中学校	227			4,393			4,620
幼稚園				2			2
その他	84						84
計	5,395	1,094	350	4,395	13	9	11,256

(注) 再任用職員は含まれていない(以下第13表まで同じ。)

第2表 給料表適用人員の推移

年月 項目	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月
人員	10,821	11,063	11,078	11,115	11,256
指数	100.0	102.2	102.4	102.7	104.0
対前年増減数 (同増減率)	+2 (+0.0%)	+242 (+2.2%)	+15 (+0.1%)	+37 (+0.3%)	+141 (+1.3%)

(注) 指数については、平成30年4月の人員数を100としている。

第3表 平均給与月額推移

その1 給料表適用職員

年月 種目	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月
	円	円	円	円	円
給料	344,334	340,759	339,351	337,303	334,902
扶養手当	7,819	7,735	7,611	7,508	7,352
地域手当	21,681	21,463	21,385	21,244	21,089
計	373,834	369,957	368,347	366,055	363,343

(注) 「給料」には、給料の調整額、教職調整額及び給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

その2 行政職給料表適用職員

年月 種目	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月
	円	円	円	円	円
給料	325,452	324,316	325,216	324,050	321,551
扶養手当	7,195	7,194	7,164	7,134	6,928
地域手当	20,616	20,560	20,625	20,561	20,394
計	353,263	352,070	353,005	351,745	348,873

(注) 「給料」には、給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

第4表 給料表別給与額等

給料表 給与額等		行政職	消防職	教育職(一)
職員数		5,395 人	1,094 人	350 人
扶養親族を有する職員数		1,913 人	707 人	165 人
扶養親族数		3,653 人	1,560 人	316 人
給料総額		1,734,767,970 円	349,912,300 円	133,686,083 円
扶養手当総額		37,378,000 円	15,430,500 円	3,293,500 円
給料の特別調整額総額		55,970,800 円	6,892,100 円	1,032,300 円
地域手当総額		110,025,586 円	22,368,462 円	8,280,570 円
住居手当総額		43,925,900 円	7,499,300 円	2,294,500 円
その他		970,000 円	0 円	4,369,900 円
給与総額		1,983,038,256 円	402,102,662 円	152,956,853 円
職員一人当たり平均	給料額	321,551 円	319,847 円	381,960 円
	扶養手当額	6,928 円	14,105 円	9,410 円
	給料の特別調整額	10,375 円	6,300 円	2,949 円
	地域手当額	20,394 円	20,446 円	23,659 円
	住居手当額	8,142 円	6,855 円	6,556 円
	その他	180 円	0 円	12,485 円
	給与額	367,570 円	367,553 円	437,020 円
平均経験年数		18.9 年	18.8 年	22.1 年
平均修学年数		14.9 年	14.1 年	15.9 年
平均年齢		41.0 歳	39.8 歳	45.1 歳

- (注) 1 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう(第11表において同じ。)
 2 「給料額」には、給料表切替えに伴う経過措置額を含む(第5表における「給料」について同じ。)
 3 消防職の「給料額」には、給料の調整額を含む(第5表における「給料」について同じ。)
 4 教育職(一)及び教育職(二)の「給料額」には、給料の調整額及び教職調整額を含む(第5表における
 5 「その他」は、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時
 6 「給与額」は「給与総額」を「職員数」で除したものであり、各種目の合計と一致しない場合がある。

教育職(二)	医療職(一)	医療職(二)	計
4,395 人	13 人	9 人	11,256 人
1,358 人	7 人	2 人	4,152 人
2,585 人	11 人	5 人	8,130 人
1,541,171,130 円	6,635,600 円	3,483,500 円	3,769,656,583 円
26,466,500 円	113,000 円	70,000 円	82,751,500 円
19,529,600 円	1,120,300 円	0 円	84,545,100 円
95,227,941 円	1,259,024 円	213,210 円	237,374,793 円
32,546,400 円	82,800 円	27,600 円	86,376,500 円
23,869,200 円	1,420,500 円	0 円	30,629,600 円
1,738,810,771 円	10,631,224 円	3,794,310 円	4,291,334,076 円
350,665 円	510,431 円	387,056 円	334,902 円
6,022 円	8,692 円	7,778 円	7,352 円
4,444 円	86,177 円	0 円	7,511 円
21,667 円	96,848 円	23,690 円	21,089 円
7,405 円	6,369 円	3,067 円	7,674 円
5,431 円	109,269 円	0 円	2,721 円
395,634 円	817,786 円	421,590 円	381,249 円
17.8 年	27.8 年	32.4 年	18.6 年
16.0 年	18.0 年	14.4 年	15.3 年
40.8 歳	52.3 歳	55.3 歳	41.0 歳

「給料」について同じ。)。制通信教育手当である。

第5表 給料表別、級別給料の月額等

行政職給料表							消防職		
区分	人員	1人当たり平均				区分	人員	給料	
		給料	年齢	経験年数	修学年数				
	人	円	歳	年	年		人	円	
級	1	2,068	232,103	29.7	7.2	15.3	1	392	236,358
	2	834	324,875	40.5	18.3	15.0	2	350	337,319
	3	1,433	373,311	49.4	27.9	14.3	3	226	378,924
	4	390	395,219	50.1	27.8	14.9	4	40	398,040
	5	360	421,943	52.5	30.2	15.1	5	54	424,428
	6	156	444,165	53.9	31.2	15.3	6	18	446,739
	7	128	471,952	55.0	32.7	15.5	7	13	474,908
	8	26	505,515	56.8	34.3	15.6	8	1	505,400
	計	5,395	321,551	41.0	18.9	14.9	計	1,094	319,847

教育職給料表(二)							医療職		
区分	人員	1人当たり平均				区分	人員	給料	
		給料	年齢	経験年数	修学年数				
	人	円	歳	年	年		人	円	
級	1	0	—	—	—	—	1	0	—
	2	3,946	341,261	39.3	16.3	16.0	2	8	487,363
	特2	73	422,016	50.2	27.3	16.0	3	4	536,525
	3	193	424,843	52.1	29.1	16.0	4	0	—
	4	183	446,748	57.1	34.3	16.0	5	1	590,600
	計	4,395	350,665	40.8	17.8	16.0	計	13	510,431

給 料 表			教 育 職 給 料 表 (一)						
1人当たり平均			区 分	人 員	1人当たり平均				
年 齢	経験年数	修学年数			給 料	年 齢	経験年数	修学年数	
歳	年	年	級	人	円	歳	年	年	
27.9	6.6	14.6		1	3	268,597	31.3	9.3	14.7
41.2	20.1	13.9		2	324	377,666	44.6	21.6	15.9
50.8	30.5	13.4		特2	6	444,747	51.7	29.0	16.0
51.4	30.9	14.1		3	11	455,300	52.9	30.2	16.0
53.0	32.4	14.3		4	6	473,283	58.2	35.3	16.0
54.2	32.8	14.7							
56.5	35.3	14.8							
58.8	40.2	12.0							
39.8	18.8	14.1		計	350	381,960	45.1	22.1	15.9

給 料 表 (一)			医 療 職 給 料 表 (二)						
1人当たり平均			区 分	人 員	1人当たり平均				
年 齢	経験年数	修学年数			給 料	年 齢	経験年数	修学年数	
歳	年	年	級	人	円	歳	年	年	
—	—	—		1	0	—	—	—	—
48.6	24.2	18.0		2	2	342,500	48.9	20.9	14.0
56.8	32.1	18.0		3	5	394,760	56.5	35.7	14.4
—	—	—		4	2	412,350	58.9	35.6	15.0
63.9	40.2	18.0		5	0	—	—	—	—
				6	0	—	—	—	—
				7	0	—	—	—	—
52.3	27.8	18.0		計	9	387,056	55.3	32.4	14.4

第6表 給料表別、級別、号俸別人員

その1 行政職給料表(他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

適用者総数 5,395人

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3		1						
4								
5	14							
6								
7			1		1			
8	8							
9	6							
10			1					
11	6							
12	11							
13	8	25	3					
14	2	1	3					
15	10	4	1					
16	7	2						
17		12	1					
18	7	2	5					
19	3	4						
20	6	4	2					
21	1	24	2					
22	13	8	3					
23	38	6	9					
24	14	11	9					
25	93	14	4					
26	23	21	5					
27	9	9	5					
28	93	13	6					
29	12	12	5	1			1	
30	27	24	7	1				
31	8	9	8	1				
32	75	15	10					
33	21	9	7	2				
34	32	22	11	1				
35	16	16	7	3	1			1
36	65	18	13	1				
37	26	16	10	2	1			
38	42	17	16	3				
39	20	17	11	4	1		1	
40	90	12	4	1	1			
41	25	12	9	3	3		1	2
42	21	10	8	3	6		4	
43	19	9	14	3	1		1	
44	94	7	11	5	2		4	
45	20	13	12	5	3		5	2
46	23	15	10	2	6		2	2
47	29	5	10	5	10		5	
48	35	16	12	4	10	1	7	
49	77	19	10	4	6	1		3
50	37	9	12	5	8	1	2	2
51	31	18	10	3	5	3	4	3
52	25	19	14	7	4	5	4	3
53	73	13	16	2	12	3	13	1
54	29	16	14	6	6	1	8	1
55	46	9	17	5	12	1	10	2
56	39	13	22	2	12	7	5	2
57	70	9	42	7	17	6	7	1
58	32	14	18	6	10	10	4	
59	21	17	37	12	12	4	2	
60	31	18	18	8	19	7	8	

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
61	48	13	19	8	21	8	3	
62	21	17	31	4	12	7	3	
63	34	6	21	7	20	7	4	
64	35	15	29	10	25	9	4	
65	40	12	33	5	13	9	1	
66	24	17	29	9	13	6	1	
67	19	7	32	5	12	5	3	
68	28	17	24	5	10	3	2	1
69	31	8	32	8	9	1	2	
70	14	12	26	7	10	5	1	
71	13	8	19	7	4	2	2	
72	30	15	27	10	3	9	2	
73	20	10	16	4	8	6	2	
74	14	14	29	9	4	9		
75	15	11	27	2	2	1		
76	11	6	28	7	3	1		
77	14	7	26	6	2	18		
78	10	6	12	7				
79	5	8	12	2	1			
80	4	6	16	4	2			
81	13	6	22	8	1			
82	2	2	16	6				
83	7	1	14	9				
84	1		15	5				
85	2		13	5	16			
86	3		21	3				
87	3		10	21				
88	4	1	11	14				
89	2		11	8				
90	2		8	7				
91	4		11	5				
92	2		26	6				
93	4		22	8				
94	1		30	2				
95			67	4				
96	3		43					
97	2		25	1				
98			26	3				
99			20	2				
100			9	1				
101			4	1				
102			3	1				
103			2					
104								
105			3	27				
106			1					
107			2					
108			3					
109								
110			2					
111			1					
112			1					
113								
114								
115			2					
116								
117			16					
計	2,068	834	1,433	390	360	156	128	26

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号俸の位置を示す(以下その6まで同じ。)

その2 消防職給料表(消防職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

適用者総数 1,094人

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5	4							
6								
7								
8	1							
9	1							
10	1							
11	4							
12	2							
13	2							
14	2		1					
15	3							
16	3							
17	1							
18	2	1						
19	4	2						
20	4		1					
21	17	2						
22	3							
23	2	4						
24	18	1						
25		1						
26	3	1	1					
27	1	2						
28	20	3						
29	5	1						
30	5	3		1				
31		3	1					
32	19	8	1					
33	6	6						
34	5	2	2					
35	8	4	1					
36	22	7	1			1		
37	3	2				1		
38	3	10	2					
39	9	10	1					
40	21	7					1	
41	7	3	2					
42	9	8	2			2		1
43	3	6	1				1	
44	5	7	2	1		1		
45	12	3	2					
46	4	10	1					
47	14	6	1				1	
48	3	12	1			3	1	
49	13	2	1	2		1	1	
50		6	1			4	1	
51	12	6	3			2	1	
52	2	6	6			5		
53	11	5	1	1			3	
54	2	6	3			1	1	
55	14	5	5			3	1	
56	4	5	7			4	1	
57	6	5	2	2			2	1
58	3	4	6	1		2	1	1
59	9	9	14	3		3	2	1
60	2	4	5			3	1	

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
61	4	10	3	1		2		
62		2	5	1	4			
63	7	4	6	1	4	2		
64	4	3	9	1	5			
65	5	7	8		2	2		
66	5	4	9	1	2	2		
67	3	7	5	2		1		
68	1	1	12	1	1			
69	3	2	4					
70	5	3	4	1				
71	6	4	5	1				
72	3	4	7	1				
73		4	3	1				
74	2	4	1	2				
75	2	1	3	1				
76	2	3	3	2				
77	1	7		1				
78		2	5	1				
79		7	5	2				
80		4	7					
81		13	4	3				
82		7	2	3				
83		7	2	2				
84		12	3					
85		4	10					
86		7	4					
87		7	4					
88		6	5					
89		1	2					
90		2	5					
91		2	3					
92		1						
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	392	350	226	40	54	18	13	1

その3 教育職給料表(一) (高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用)

適用者総数 350人

号俸 \ 級	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		8			
8					
9					
10		1			
11		2			
12		1			
13					
14		3			
15		1			
16		1			
17					
18		3			
19					
20		1			
21		1			
22		3			
23		3			
24		3			
25					
26		2			
27		5			1
28		4			
29		1			
30		3			
31		3			
32		2			
33		1			
34					
35		5			
36		1			
37		1			
38		1			1
39		3			1
40		1			
41		1			3
42		1			
43		1			
44					
45		1			
46		3			
47		1			
48	1	1			
49		1			
50					
51					
52		2			
53		1			
54		1			
55		2			
56		1			
57					
58		1			
59		3			
60		2		1	

号俸	級	1	2	特2	3	4
61			2			
62			3			
63						
64		1	2			
65			2			
66			3			
67			2		1	
68			1		2	
69			1			
70		1	3			
71			1		1	
72						
73			1		1	
74			4			
75			3			
76			2			
77			1			
78						
79			1			
80			2		1	
81			2		4	
82			1			
83			3			
84			1			
85			2			
86			2	1		
87			1			
88			1			
89						
90			2			
91			1			
92			1			
93			1			
94						
95			3			
96			2			
97			1	2		
98			2			
99			1			
100			1			
101			1			
102			2			
103			1			
104			3			
105			1			
106			2			
107				1		
108			3			
109			2			
110			3	1		
111						
112			3			
113			2			
114			3			
115			4			
116			2			
117				1		
118			4			
119						
120			3			

号俸 \ 級	1	2	特2	3	4
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
計	3	324	6	11	6

その4 教育職給料表(二) (幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用)

適用者総数 4,395人

号俸 \ 級	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19		130			
20					
21		1			
22		89			
23		38			
24		11			
25		4			
26		76			
27		21			
28		29			3
29		10			
30		82			1
31		31			24
32		46			
33		7			1
34		73			2
35		28			36
36		33			3
37		9			17
38		103			9
39		24		1	4
40		32			11
41		16			72
42		38			
43		55			
44		21			
45		27			
46		24			
47		27			
48		8			
49		34			
50		9			
51		44		1	
52		31			
53		39			
54		26			
55		35			
56		39			
57		21			
58		33			
59		32		1	
60		55			

号俸	級	1	2	特2	3	4
61			21			
62			41			
63			18			
64			48			
65			18			
66			54		1	
67			14	1	1	
68			19		2	
69			39	1		
70			21			
71			37	2	3	
72			36	1	1	
73			29	2	1	
74			38		4	
75			34		3	
76			28		1	
77			35	1	3	
78			28	2	5	
79			44		4	
80			17		4	
81			27	1	5	
82			19	1	4	
83			33	1	6	
84			24	1	4	
85			24	2	23	
86			14	3		
87			29	3	2	
88			15	1	4	
89			29		11	
90			14	3	4	
91			33		7	
92			25		8	
93			7	1	1	
94			12	2	16	
95			21	1	13	
96			16	3	1	
97			26		48	
98			22	1		
99			23			
100			13	2		
101			29	3		
102			18			
103			23			
104			15	1		
105			28			
106			11			
107			23			
108			10			
109			19	1		
110			21			
111			7			
112			12			
113			2	3		
114			14			
115			12			
116			10			
117			16	1		
118			13			
119			6	4		
120			14	1		

号俸	級	1	2	特2	3	4
121			12	23		
122			14			
123			10			
124			10			
125			5			
126			7			
127			11			
128			22			
129			4			
130			16			
131			7			
132			11			
133			23			
134			8			
135			8			
136			5			
137			6			
138			5			
139			7			
140			1			
141			8			
142			4			
143			11			
144			2			
145			7			
146			4			
147			13			
148			4			
149			9			
150			1			
151			14			
152			2			
153			7			
154			7			
155			5			
156			5			
157			1			
158			9			
159			10			
160			2			
161			6			
162						
163			16			
164			3			
165			8			
166			7			
167			2			
168			11			
169			5			
170			4			
171			12			
172			8			
173			708			
計		0	3,946	73	193	183

その5 医療職給料表(一) (保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用)

適用者総数 13人

号俸 \ 級	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25			1		
26					
27					
28					
29					
30					
31			1		
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56			1		
57					
58			1		
59					
60					1

号俸 \ 級	1	2	3	4	5
61					
62					
63					
64			1		
65					
66					
67					
68				1	
69					
70			1		
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81				1	
82					
83					
84					
85					
86					
87			1		
88				1	
89					
90			1		
91					
92					
93					
94					
95					
96				1	
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
計	0	8	4	0	1

その6 医療職給料表(二) (保健所、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で人事委員会規則で定めるものに適用)

適用者総数 9人

号俸 \ 級	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							

号俸 \ 級	1	2	3	4	5	6	7
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70		1					
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92		1					
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99					1		
100							
101							
102							
103							
104							
105					1		
106				1			
107							
108							
109				1			
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119				1			
120				2			

号俸 \ 級	1	2	3	4	5	6	7
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
計	0	2	5	2	0	0	0

第7表 給料表別、級別、年齢別人員

給料表	級	年齢																						
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
行政職	1	8	13	29	21	123	139	110	139	144	148	133	148	155	116	109	124	112	86	50	35	30	14	
	2														22	30	33	38	34	56	42	49	62	
	3															7	9	15	23	20	27	23	41	
	4																					5	4	
	5														1								1	
	6																							
	7																							
	8																							
	計		8	13	29	21	123	139	110	139	144	148	133	148	155	139	146	166	165	143	126	104	107	122
消防職	1	3	2	9	10	25	25	26	30	35	39	40	31	36	18	15	11	12	19	3	3			
	2												1	3	2	10	11	9	19	24	24	27	13	
	3																2		1		3	2	3	
	4																						1	
	5																							
	6																							
	7																							
	8																							
	計		3	2	9	10	25	25	26	30	35	39	40	32	39	20	25	24	21	39	27	30	29	17
教育職(一)	1											1			1		1							
	2					5	5	5	5	7	8	10	11	7	5	2	7	7	5	2	6	6	2	
	特2																							
	3																							
	4																							
計					5	5	5	5	7	8	11	11	7	6	2	8	7	5	2	6	6	2		
教育職(二)	1																							
	2					93	140	136	159	148	164	143	124	103	116	138	136	124	100	119	97	90	105	
	特2																							
	3																							
	4																							
計					93	140	136	159	148	164	143	124	103	116	138	136	124	100	119	97	90	105		
医療職(一)	1																							
	2																					1		
	3																							
	4																							
	5																							
計																					1			
医療職(二)	1																							
	2																							
	3																							
	4																							
	5																							
	6																							
	7																							
計																								
総計		11	15	38	31	246	309	277	333	334	359	327	315	304	281	311	334	317	287	274	238	232	246	

(単位:人、歳)

40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 以上	計	平均 年齢	
13	9	4	6	8	5	4	9	1	3	3	2	1	3	1	1		1		2	6	2,068	29.7	
54	64	60	84	60	54	35	44	6	1	2		1		2	1						834	40.5	
38	37	27	20	40	53	54	53	110	105	106	103	79	52	76	48	61	63	76	67		1,433	49.4	
9	10	18	11	11	22	28	21	27	24	22	27	29	19	23	14	20	21	12	13		390	50.1	
2	6	2	5	11	9	18	17	22	16	21	24	14	22	35	35	24	27	19	29		360	52.5	
					2	2	9	7	11	5	16	11	11	12	15	12	17	17	9		156	53.9	
	1						1	7	7	5	9	6	5	17	7	14	16	18	15		128	55.0	
		1													2	6	10	3	4		26	56.8	
116	127	112	126	130	145	141	154	180	167	164	181	141	112	166	123	137	155	145	139	6	5,395	41.0	
																						392	27.9
32	21	24	13	13	19	36	25	23	1												350	41.2	
6	5	4	3	7	4	6	8	2	23	24	26	16	14	14	15	7	12	6	13		226	50.8	
		1	2	2	2	1	4	1	1	2	5	2	1	4	2		1	5	3		40	51.4	
				3	1	1	1	3	2	4	5	3	7	6	4	5	3	2	4		54	53.0	
							1	1		2	1	2	1	1	3	1	2	3			18	54.2	
												1		2	3	2	1	2	2		13	56.5	
																		1			1	58.8	
38	26	29	18	25	26	44	39	30	27	32	37	24	23	27	27	15	19	19	22		1,094	39.8	
																						3	31.3
10	9	8	5	5	8	6	11	12	14	10	15	12	9	11	14	10	20	16	14		324	44.6	
								1		1	1	1	1	1							6	51.7	
					1					1	1	1	3		4						11	52.9	
																	2	3	1		6	58.2	
10	9	8	5	5	8	7	11	13	14	12	17	14	13	12	18	10	22	19	15		350	45.1	
																						0	—
91	98	95	74	56	70	60	68	65	79	69	62	71	68	96	100	114	139	119	116	1	3,946	39.3	
	3	2	5	3	4	6	3	7	5	4	5	2	5	3	2	4	2	3	5		73	50.2	
					3	6	12	19	18	15	21	16	23	20	17	8	11	1	3		193	52.1	
										1	1	3	11	18	19	21	28	40	41		183	57.1	
91	101	97	79	59	77	72	83	91	102	89	89	92	107	137	138	147	180	163	165	1	4,395	40.8	
																						0	—
		1			1	1	1		1							1				1	8	48.6	
														1	1	1				1	4	56.8	
																						0	—
																				1	1	63.9	
		1			1	1	1		1					1	1	2				3	13	52.3	
																						0	—
								1	1													2	48.9
												1		1				2	1		5	56.5	
																		1	1		2	58.9	
																						0	—
																						0	—
																						0	—
								1	1			1		1				3	2		9	55.3	
255	263	247	228	219	257	265	288	315	312	297	324	272	255	344	307	311	376	349	343	10	11,256	41.0	

第8表 給料表別、級別、経験年数別人員

給料表	級	経験年数																						
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
行政職	1	143	147	139	135	154	172	154	165	153	123	106	138	96	75	53	31	15	6	6	8	12	10	
	2										28	45	46	42	52	58	38	42	57	51	42	43	34	
	3										2	12	20	30	37	32	33	34	29	27	27	31	15	
	4															3	3	8	11	16	18	15	12	
	5								1										1	7	8	8	9	
	6																							
	7																					1		
	8																					1		
	計		143	147	139	135	154	172	154	166	153	153	163	204	168	164	146	105	99	104	107	105	109	80
消防職	1	21	23	30	30	34	35	40	24	40	26	32	17	14	15	5	3	2	1					
	2								1	3	3	10	10	10	14	18	23	26	22	20	27	19	14	
	3												1	1	1	2	4	5	2	4	5	5	2	
	4																1		1			2	1	
	5																						1	
	6																							
	7																							
	8																							
	計		21	23	30	30	34	35	40	25	43	29	42	28	25	30	25	31	33	26	24	32	26	18
教育職(一)	1						1				1				1									
	2	6	6	5	5	11	10	10	10	4	5	2	5	7	5	3	7	9	6	8	8	4	7	
	特2																							
	3																							
	4																							
計		6	6	5	5	11	11	10	10	4	6	2	5	7	6	3	7	9	6	8	8	4	7	
教育職(二)	1																							
	2	116	142	151	170	161	164	148	114	117	136	140	144	114	116	108	95	114	104	108	79	78	77	
	特2																			2	2	4	5	
	3																						1	
	4																							
計		116	142	151	170	161	164	148	114	117	136	140	144	114	116	108	95	114	104	110	81	82	83	
医療職(一)	1																							
	2														1			2						
	3																							
	4																							
	5																							
	計														1			2						
医療職(二)	1																							
	2																					1		
	3																							
	4																							
	5																							
	6																							
	7																							
計																					1			
総計		286	318	325	340	360	382	352	315	317	324	347	381	314	317	282	238	257	240	249	227	221	188	

(単位:人、年)

22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41以上	計	平均 経 験 年 数
4	2	5	4	1	2	1	2	1	3	1	1									2,068	7.2
41	44	39	46	35	34	6	6	3	1		1									834	18.3
36	42	32	36	51	54	72	92	93	107	70	80	65	51	41	29	36	41	44	32	1,433	27.9
16	15	21	18	17	16	23	22	22	15	14	24	24	11	8	5	10	11	8	4	390	27.8
14	16	9	16	21	24	10	16	23	18	27	18	17	24	21	9	12	18	5	8	360	30.2
	8	7	10	6	14	6	13	8	6	15	14	20	7	6	3	2	2	5	4	156	31.2
		2		11	5	6	11	8	13	5	10	17	8	8	8	1	5	4	5	128	32.7
									2		4	9	3	4	1		1		1	26	34.3
111	127	115	130	142	149	124	162	158	165	132	152	152	104	88	55	61	78	66	54	5,395	18.9
																				392	6.6
15	19	4	14	8	17	25	21	6	1											350	20.1
3	4	3	3	3	6	11	11	20	29	15	15	16	4	13	11	5	7	6	9	226	30.5
2	1		1		1	3	3	3	2	2	3	2	2	3			1	3	3	40	30.9
1		2	1	1	5	5	3		1	2	5	5	8	7	3	2			2	54	32.4
			2	1		2	1	1			1		2	5	3					18	32.8
								1		4	1	1	1	1		1		2	1	13	35.3
																		1		1	40.2
21	24	9	21	13	29	46	39	31	33	23	25	24	17	29	17	8	8	12	15	1,094	18.8
																				3	9.3
7	10	8	11	13	14	9	11	10	13	14	10	17	22	7	2	2	1			324	21.6
				1	2			2	1											6	29.0
	1				1		2	3		4										11	30.2
												3	1	2						6	35.3
7	11	8	11	14	17	9	13	15	14	18	10	20	23	9	2	2	1			350	22.1
																				0	—
69	61	55	74	55	71	63	56	63	78	122	95	126	100	104	47	2	9			3,946	16.3
5	5	8	4	4	1	5	4	1	5	4	2	2	4	2	4					73	27.3
5	8	13	13	17	13	18	20	14	27	21	7	10	4	1	1					193	29.1
					1	3	1	6	16	22	22	30	29	31	21	1				183	34.3
79	74	76	91	76	86	89	81	84	126	169	126	168	137	138	73	3	9			4,395	17.8
																				0	—
	1	1	1									1						1		8	24.2
							1		1	1				1						4	32.1
																				0	—
																		1		1	40.2
	1	1	1				1		1	1		1		1					2	13	27.8
																				0	—
1																				2	20.9
									1	1						2	1			5	35.7
												1			1					2	35.6
																				0	—
																				0	—
																				0	—
1									1	1		1			1	2	1			9	32.4
219	237	209	254	245	281	268	296	288	340	344	313	366	281	265	148	76	97	80	69	11,256	18.6

第9表 給料表別、学歴別、性別人員構成

学歴別 給料表 ・性別		学 歴 別 人 員 構 成								性別人員構成	
		大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒			
		人員	率	人員	率	人員	率	人員	率	人員	率
全	男	4,890	78.4	142	2.3	1,201	19.3	5	0.1	6,238	55.4
	女	3,985	79.4	609	12.1	422	8.4	2	0.0	5,018	44.6
	計	8,875	78.8	751	6.7	1,623	14.4	7	0.1	11,256	100.0
行政職	男	2,061	71.7	112	3.9	699	24.3	3	0.1	2,875	53.3
	女	1,585	62.9	525	20.8	408	16.2	2	0.1	2,520	46.7
	計	3,646	67.6	637	11.8	1,107	20.5	5	0.1	5,395	100.0
消防職	男	540	50.8	23	2.2	498	46.8	2	0.2	1,063	97.2
	女	16	51.6	2	6.5	13	41.9	0	0.0	31	2.8
	計	556	50.8	25	2.3	511	46.7	2	0.2	1,094	100.0
教育職(一)	男	231	97.5	2	0.8	4	1.7	0	0.0	237	67.7
	女	109	96.5	3	2.7	1	0.9	0	0.0	113	32.3
	計	340	97.1	5	1.4	5	1.4	0	0.0	350	100.0
教育職(二)	男	2,052	99.8	5	0.2	0	0.0	0	0.0	2,057	46.8
	女	2,266	96.9	72	3.1	0	0.0	0	0.0	2,338	53.2
	計	4,318	98.2	77	1.8	0	0.0	0	0.0	4,395	100.0
医療職(一)	男	6	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	46.2
	女	7	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	53.8
	計	13	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	13	100.0
医療職(二)	男	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	女	2	22.2	7	77.8	0	0.0	0	0.0	9	100.0
	計	2	22.2	7	77.8	0	0.0	0	0.0	9	100.0

(注)1 学歴は、給与決定上の学歴である。

2 端数処理の関係上、学歴別人員構成の率の欄の合計が100%とならない場合がある。

第10表 給料の特別調整額の支給状況

区分 受給職員	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	計	受給職員 1人あたり 平均手当額
給料表 適用職員	23人	38人	82人	392人	240人	185人	202人	1,162人	円 72,758
行政職 給料表 適用職員	22	36	70	352	190			670	83,539

- (注) 各区分に該当する職は以下のとおりである。
- 1種・・・危機管理監、局長、区長等
 - 2種・・・理事、次長、副区長等
 - 3種・・・部長等
 - 4種・・・参事、課長等
 - 5種・・・主幹、高等学校長、中等教育学校長、特別支援学校長等
 - 6種・・・小中学校校長、高等学校副校長、特別支援学校副校長、幼稚園長
 - 7種・・・高等学校教頭、中等教育学校教頭、特別支援学校教頭、
小中学校教頭、幼稚園副園長

第11表 扶養手当の支給状況

その1 受給職員数及び平均扶養親族数

区分 受給職員	受給職員数	扶養親族				受給職員1人 当たり平均 扶養親族数
		1人	2人	3人	4人以上	
給料表 適用職員	4,152人	1,515人	1,552人	855人	230人	1.96人
行政職 給料表 適用職員	1,913人	734人	711人	383人	85人	1.91人

その2 扶養親族数及び平均手当月額

区分 受給職員	扶養親族数	扶養親族				受給職員1人 当たり平均 手当月額
		配偶者 6,500円	子 10,000円	うち特定 期間にある子 +5,000円	左記以外の 扶養親族 6,500円	
給料表 適用職員	8,130人	1,798人	6,109人	1,705人	223人	19,931円
行政職 給料表 適用職員	3,653人	811人	2,721人	822人	121人	19,539円

(注) 「特定期間にある子」とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。

第12表 住居手当の支給状況

区分 住居の種類 及び手当額		受給職員数		受給職員1人当たり平均手当月額	
		給料表 適用職員	行政職 給料表 適用職員	給料表 適用職員	行政職 給料表 適用職員
借家・ 借間	6,600円未満	0人	0人	} 27,001円	} 27,031円
	6,600円以上10,600円未満	0	0		
	10,600円以上27,600円未満	526	247		
	27,600円	2,673	1,378		
計		3,199	1,625	-	-

第13表 通勤手当の支給状況

区分		受給職員	給料表適用職員	行政職給料表 適用職員
		受給職員数		
交通機関等 利用者	受給職員数	3,124人		2,752人
	1人当たり平均手当月額	11,577円		11,640円
交通用具 使用者	受給職員数	7,064人		1,764人
	1人当たり平均手当月額	7,620円		7,333円
交通機関等及 び交通用具の 併用者	受給職員数	500人		459人
	1人当たり平均手当月額	17,133円		17,268円
非該当職員数		568人		420人
計		11,256人		5,395人

第14表 再任用職員の給料表別、級別人員

給料表	計	級									
		1	2	特2	3	4	5	6	7	8	
行政職	人 412 (100)	人	人 358 (96)	人	人 40 (1)	人 12 (1)				人 2 (2)	人
消防職	43 (10)		38 (9)		5 (1)						
教育職(一)	45 (28)		45 (28)								
教育職(二)	191 (175)		189 (175)		2						
医療職(一)	0										
医療職(二)	4 (1)		4 (1)								

(注) ()内は、フルタイム勤務職員の数(内数)である。

民間給与関係

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与を民間の給与と比較検討するに当たっての基礎資料を得るため、仙台市内の民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院、宮城県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和4年4月分の最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の仙台市内における全産業562事業所

なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる医療現場の厳しい環境に鑑み、一昨年、昨年に引き続き、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種（うち初任給関係12職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3(1)に記載した仙台市内の民間事業所を産業、規模等によって15層に層化し、これらの層から157事業所を無作為に抽出した。調査の完了した事業所は第15表に示すとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、該当する従業員が多数にのぼる

ときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

5 調査実人員

調査実人員及び調査職種該当者(母集団)の推定数は、次のとおりである。

調査実人員 6,957人 (うち初任給関係職種 403人)

調査職種該当者(母集団) 31,644人 (うち初任給関係職種 1,347人)

6 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元した。

第15表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 136	事業所 39	事業所 30	事業所 18	事業所 36	事業所 13
農業, 林業, 漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	20	7	2	5	3	3
製 造 業	18	7	3	0	8	0
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	38	6	8	6	11	7
卸 売 業 , 小 売 業	23	4	9	3	6	1
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	13	6	3	1	3	0
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, 各種サービス業	24	9	5	3	5	2

(注) 上記のほか、調査実施に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が21事業所あった。

第16表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

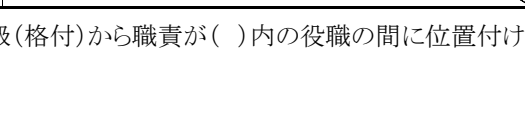
職 種	学 歴	規 模 計				
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	円	円
事務・技術関係	新卒事務員	大 学 卒	202,060	206,165	190,079	186,033
		短 大 卒	180,268	182,872	174,798	164,050
		高 校 卒	166,907	169,614	162,749	152,433
	新卒技術者	大 学 卒	211,051	215,375	192,168	—
		短 大 卒	186,071	188,211	177,052	—
		高 校 卒	171,718	174,723	156,844	—
	事務・技術計	大 学 卒	204,874	209,193	190,709	186,033
		短 大 卒	182,345	184,880	175,584	164,050
		高 校 卒	168,519	171,510	161,104	152,433

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外手当等の所定外給与のほか、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、初任給の定めのある事業所について平均したものである。

第17表 職種別給与額等

職 種 名	調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			
			きまって支給する		(a)-(b)	
			給 与 (a)	うち時間外手当(b)		
	人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	11	52.8	801,128	438	800,690
	工 場 長	2	53.6	716,032	1,680	714,352
	事 務 部 長	150	53.4	678,599	2,853	675,746
	技 術 部 長	109	53.0	648,846	7,861	640,985
	事 務 部 次 長	78	52.7	651,329	3,334	647,995
	技 術 部 次 長	126	51.8	751,528	22,513	729,015
	事 務 課 長	426	51.2	625,102	4,573	620,529
	技 術 課 長	311	50.1	667,721	35,869	631,852
	事 務 課 長 代 理	285	47.6	584,105	78,859	505,246
	技 術 課 長 代 理	90	48.2	546,390	50,832	495,558
	事 務 係 長	577	45.7	489,930	72,259	417,671
	技 術 係 長	241	44.6	479,212	95,182	384,030
	事 務 主 任	475	43.0	428,508	65,632	362,876
	技 術 主 任	437	40.3	462,814	92,529	370,285
	事 務 係 員	1,793	34.8	321,067	41,704	279,363
	技 術 係 員	1,106	32.8	354,864	73,842	281,022
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—
	守 衛	—	—	—	—	—
	用 務 員	4	53.1	382,526	20,206	362,320

(注) 「中間職(部長－課長間)」、「中間職(課長－係長間)」、「中間職(係長－係員間)」とは、それぞれ()内
られる者をいう。

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。) 構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職8級 企業規模100人以上500人未満 行政職7級 企業規模100人未満 行政職6級
{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職7級 企業規模100人以上500人未満 行政職6・5級 企業規模100人未満 行政職5級
{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	
{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	企業規模500人以上 行政職6・5級 企業規模100人以上500人未満 行政職4・3級 企業規模100人未満 行政職4・3級
{ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職4・3級
{ 係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職4・3級 企業規模100人以上500人未満 行政職2級 企業規模100人未満 行政職2級
{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直 属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等 と認められる主任 中間職(係長一係員間)	企業規模500人以上 行政職2級 企業規模100人以上500人未満 行政職1級 企業規模100人未満 行政職1級
	} 行政職1級
見習、外国語の電話交換手を除く。	

役職の両方がある場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が()内の役職の間に位置付け

職 種 名	調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			
			きまって支給する		(a)-(b)	
			給 与 (a)	うち時間外手当(b)		
	人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	—	—	—	—	—
	大 学 副 学 長	—	—	—	—	—
	大 学 学 部 長	9	59.3	738,100	0	738,100
	大 学 教 授	52	58.4	623,728	0	623,728
	大 学 准 教 授	45	49.6	483,787	0	483,787
	大 学 講 師	29	48.1	439,727	0	439,727
	大 学 助 教	18	35.8	313,550	0	313,550
	高 等 学 校 校 長	x	x	x	x	x
	高 等 学 校 教 頭	6	53.0	565,147	0	565,147
	高 等 学 校 教 諭	55	46.8	471,685	5,477	466,208
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	x	x	x	x	x
	研 究 部 (課) 長	19	49.6	633,851	24,737	609,114
	研 究 室 (係) 長	29	48.5	575,468	98,345	477,123
	主 任 研 究 員	37	51.2	539,825	58,881	480,944
	研 究 員	32	30.6	361,110	52,361	308,749
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

備	考
<p>構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)</p> <p>2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長</p> <p>構成員3人以上の室(係)の長</p> <p>下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)</p>	

第18表 賞与の配分状況

(単位:%)

	係 員		課長級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
令和3年冬季	59.7	40.3	51.5	48.5

国及び他の指定都市の
職員の給与

第19表 国家公務員の平均給与月額等

区分 給与種目	行政職俸給表(一)適用職員		全職員	
	令和4年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和3年4月
	円	円	円	円
俸給	323,711	325,827	334,711	336,333
扶養手当	8,852	9,273	9,264	9,622
俸給の特別調整額	12,655	12,681	11,956	11,979
地域手当等	43,644	43,601	43,123	43,124
住居手当	7,129	6,647	6,510	6,142
その他	9,058	9,124	7,500	7,529
計	405,049	407,153	413,064	414,729
平均年齢	42.7歳	43.0歳	42.5歳	42.7歳

(注)1 「俸給」には、俸給の調整額を含む。

2 「地域手当等」には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。

3 「その他」は、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特地勤務手当等である。

第20表 指定都市職員の平均給与月額等

その1 給料表適用職員

(令和4年4月)

都 市 名	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計	平 均 年 齢
	円	円	円	円	歳
札幌市	325,148	8,646	10,439	344,233	40.3
さいたま市	323,509	7,254	50,705	381,468	38.9
静岡市	335,499	8,129	18,265	361,893	40.0
名古屋市	332,427	7,532	52,034	391,993	40.6
京都市	341,120	9,307	35,652	386,079	40.8
神戸市	338,807	9,437	42,847	391,091	40.9
北九州市	348,775	10,440	11,236	370,451	42.4
福岡市	325,337	8,745	34,055	368,137	39.2
仙台市	334,902	7,352	21,089	363,343	41.0

(注)1 「給料」には、給料の調整額、教職調整額及び給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 京都市には、技能職員を含む。

3 京都市は給与減額措置による減額前の額である(その2において同じ。)

4 令和4年9月26日現在、上記職員の平均給与月額等を公表している都市について掲載した。

その2 行政職給料表適用職員(事務・技術系)

(令和4年4月)

都 市 名	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計	平 均 年 齢
	円	円	円	円	歳
札幌市	300,550	8,071	9,668	318,289	39.3
さいたま市	312,335	7,277	49,301	368,913	39.5
静岡市	318,523	10,273	19,361	348,157	39.5
名古屋市	313,252	7,306	49,148	369,706	40.6
京都市	331,112	9,041	34,729	374,882	41.2
神戸市	324,778	8,756	41,412	374,946	41.2
北九州市	351,520	11,590	11,446	374,556	44.5
福岡市	312,113	8,979	32,980	354,072	39.3
仙台市	321,551	6,928	20,394	348,873	41.0

(注)1 「給料」には、給料の調整額及び給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 令和4年9月26日現在、上記職員の平均給与月額等を公表している都市について掲載した。

勞 働 経 済 指 標

第21表 労働経済指標

項目			年 月						
			令和3年 4月	5月	6月	7月	8月		
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する給与 (調査産業計)	全国	金額 前年同月比	300,317 1.6	294,857 2.6	297,175 2.1	297,740 1.7	295,048 1.3	
		宮城県	金額 前年同月比	268,350 △ 1.0	262,575 0.8	262,820 △ 2.1	265,239 △ 2.2	261,376 △ 2.6	
	うち所定内給与	全国	金額 前年同月比	275,920 1.1	272,097 1.4	274,365 0.8	274,013 0.7	271,923 0.7	
		宮城県	金額 前年同月比	246,060 △ 1.6	240,576 △ 1.0	241,551 △ 3.5	243,514 △ 4.0	239,700 △ 3.9	
	総実労働時間数 (調査産業計)		全国	150.4	136.0	146.9	146.9	135.8	
			宮城県	154.4	143.5	150.1	150.9	140.1	
	うち所定外労働時間		全国	12.1	11.1	11.4	11.9	10.9	
			宮城県	12.2	11.2	10.8	11.5	11.0	
	生計費 (総務省家計調査)	消費支出	全国	金額 前年同月比	301,043 12.4	281,063 11.5	260,285 △ 4.9	267,710 0.3	266,638 △ 3.5
			仙台	金額 前年同月比	274,220 5.5	334,079 38.2	252,818 5.5	254,393 △ 9.7	256,084 △ 17.3
仙台 (勤労者世帯)			金額 前年同月比	272,595 △ 15.5	337,346 22.3	263,261 4.1	278,820 1.8	292,748 4.2	
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.4	
		仙台	前年同月比	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.1	0.0	
	国内企業物価指数 (日本銀行)	前年同月比	3.5	4.8	4.9	5.6	5.6		
雇用・生産	常用雇用指数 (調査産業計・厚生労働省)	前年同月比	△ 0.3	0.2	0.0	△ 0.1	△ 0.2		
	有効求人倍率 (厚生労働省)		1.09	1.10	1.13	1.14	1.15		
	完全失業率 (総務省)		2.8	2.9	2.9	2.8	2.8		
	鉱工業生産指数 (経済産業省)	前年同月比	15.6	21.0	22.9	11.1	8.4		
	実質国内総生産 (内閣府)	前期比	0.4			△ 0.4			

(注) 1 「鉱工業生産指数」の前年同月比並びに「実質国内総生産」の前期比は平成27年基準、「き
 数」の前年同月比は令和2年基準(ただし、「所定内給与」のうち宮城県の前年同月比は実
 2 「きまって支給する給与」、「所定内給与」、「総実労働時間数」、「所定外労働時間」及
 3 「消費支出」は二人以上世帯の数値である。
 4 「有効求人倍率」、「完全失業率」及び「実質国内総生産」は季節調整値である。

9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
296,347 1.2	298,582 0.8	298,029 1.3	298,585 1.2	298,869 2.0	299,516 2.3	303,969 2.2	307,905 2.5	301,194 2.2	304,007 2.3
261,875 △ 2.4	263,999 △ 2.8	263,450 △ 1.4	268,064 △ 0.1	261,819 0.1	259,219 △ 0.3	262,329 △ 1.2	263,257 △ 1.9	258,727 △ 1.4	261,113 △ 0.6
273,619 0.7	275,136 0.5	273,881 1.0	273,736 0.7	274,671 1.8	275,153 1.9	278,933 1.9	281,865 2.2	277,201 1.9	280,002 2.1
241,341 △ 3.0	242,155 △ 3.3	241,706 △ 1.6	244,950 △ 0.8	238,892 △ 0.5	236,917 △ 1.0	240,327 △ 1.1	239,782 △ 2.6	237,167 △ 1.4	239,791 △ 0.7
141.4	144.8	145.8	144.5	136.9	136.6	144.5	149.0	137.6	149.6
146.1	150.8	149.9	149.1	141.4	138.4	145.6	149.6	141.1	151.2
11.3	11.7	12.1	12.3	11.8	11.9	12.6	12.9	11.7	12.1
10.9	11.7	11.5	12.0	11.8	11.2	11.6	12.4	11.7	11.6
265,306 △ 1.7	281,996 △ 0.5	277,029 △ 0.6	317,206 0.7	287,801 7.5	257,887 2.2	307,261 △ 0.8	304,510 1.2	287,687 2.4	276,885 6.4
253,751 2.8	284,848 3.1	334,618 25.9	301,727 6.4	295,130 13.6	259,346 △ 14.2	373,545 24.0	298,234 8.8	293,643 △ 12.1	291,673 15.4
280,363 6.8	311,440 △ 2.3	308,634 7.8	318,364 12.8	290,162 13.6	247,789 △ 23.7	353,850 7.5	329,304 20.8	312,665 △ 7.3	278,923 5.9
0.2	0.1	0.6	0.8	0.5	0.9	1.2	2.5	2.5	2.4
0.2	0.1	0.6	1.5	0.9	1.7	1.9	2.7	2.8	3.0
6.2	8.0	8.9	8.6	9.0	9.4	9.3	10.0	9.3	9.4
△ 0.3	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2	△ 1.3	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6
1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.27
2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5	2.6	2.6
△ 2.5	△ 4.3	4.8	2.2	△ 0.8	0.5	△ 1.7	△ 4.9	△ 3.1	△ 2.8
	1.0			0.1			0.9		

まって支給する給与」、「所定内給与」、「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」による。

び「常用雇用指数」は事業所規模30人以上の数値である。

